

栄町
第6次障がい者計画
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
千葉県 栄町

はじめに

障がい者（児）を取り巻く環境は、東京オリンピック・パラリンピックの開催や国連サミットでのSDGsの採択を契機に、共生社会の実現への取り組みが推進された一方で、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」の実践によって孤独・孤立の問題などの新たな課題も生じています。



また、近年は、地震や台風等の自然災害も各地で発生しており、こうした非常時には、障がい者を含めた脆弱（ぜいじゃく）な立場にある人がより深刻な影響を受けることも懸念されるところです。

このような中、これまでの事業の検証及び実態調査等の結果を踏まえ、新たに令和6年度から8年度までを計画期間とする、「栄町第6次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

この計画は、“障がいのある人もない人も ともにいきいきと生活ができる 地域共生社会の実現”を基本理念として前計画を継承しつつ、7つの基本目標を掲げ、障がいについての理解を深めるべく、きめ細やかな政策を進めていくための取り組みをまとめたものです。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ、医療・福祉・介護・保健・教育の関係者の方々のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、熱心なご協議とご提言を頂きました栄町障害者施策推進審議会及び栄町障害者自立支援協議会の各委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力を頂いた方々、及び本計画にご尽力をいただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

栄町長 橋本 浩

目次

第1章 計画策定の趣旨について.....	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 関連法等に係る年表.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	8
1 人口・世帯.....	8
2 障害者手帳等の所持者数.....	9
3 地域資源の状況.....	13
4 アンケート調査結果からみた現状.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念.....	33
2 基本目標.....	34
3 計画の体系.....	36
第4章 施策の展開.....	37
1 差別の解消と権利擁護を図る.....	37
2 安心して暮らせる保健・医療を充実する.....	41
3 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する.....	44
4 地域で自立生活を支える就労の場をつくる.....	47
5 地域での自立生活を支えるサービスの充実を図る.....	49
6 安心・安全なまちをつくる.....	52
7 地域でいきいきと生活できる環境をつくる.....	54

第5章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の達成状況	57
--	----

第6章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	61
------------------------------------	----

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策	61
2 障がい児福祉サービスの見込みと確保のための方策	68
3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策	70
4 成果目標	76

第7章 計画の推進	84
---------------------	----

1 計画の推進体制	84
2 計画の進捗状況の点検・評価	85

資料編	86
---------------	----

1 栄町障害者施策推進審議会設置条例	86
2 栄町障害者施策推進審議会委員名簿	88
3 計画の策定経過	89



計画策定の趣旨について

Ⅱ 1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去することを基本理念とした取組が進められています。

栄町（以下「本町」といいます。）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、令和3年度に「栄町第5次障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。この計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「障がいのある人もない人も ともに いきいきと生活ができる 地域共生社会の実現」を念頭に、次期計画である「栄町第6次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 関連法等に係る年表

年	内容
昭和45年	心身障害者対策基本法 公布
平成5年	心身障害者対策基本法を改正し、障害者基本法に改題
平成16年	障害者基本法 改正
平成18年	障害者自立支援法 施行
平成19年	重点施策実施5か年計画（後期分） 策定
平成20年	障害者雇用促進法 一部改正
平成23年	障害者基本法 改正
平成24年	障害者優先調達推進法 成立
	障害者虐待防止法 施行
平成25年	障害者差別解消法 成立
	障害者総合支援法 施行（一部、平成26年に施行）
	成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律 制定、施行
	障害者雇用促進法 一部改正
平成26年	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 批准
	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律の一部を改正する法律 施行 （一部、平成28年に施行）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律 施行
平成28年	障害者差別解消法 施行
	障害者総合支援法 一部改正
	児童福祉法 一部改正
平成30年	第4次障害者基本計画 策定
	障害者総合支援法 改正
	児童福祉法 改正
	社会福祉法 一部改正
令和元年	社会福祉法 一部改正
令和2年	社会福祉法 一部改正
令和3年	障害者差別解消法 一部改正
	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和4年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 施行
	児童福祉法 一部改正
令和5年	障害者基本計画（第5次） 策定

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障がい者計画」は本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。

「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性を踏まえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (5～10年程度)	短期 (3年)	短期 (3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～令和9年度）及び第八次千葉県障害者計画（令和6年度～令和8年度）の内容と本町の現行計画（令和6年度～令和8年度）の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障がいを有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」の関係と施策体系】

障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
障がい者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障がい者福祉サービスにかかわる諸施策の総括的な計画です。 1. 安全・安心な生活環境の整備 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3. 防災、防犯等の推進 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5. <u>自立した生活の支援</u>・意思決定支援の推進 6. 保健・医療の推進 7. 行政等における配慮の充実 8. 雇用・就業、経済的自立の支援 9. 教育の振興 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進	「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・入所者地域生活移行 ・精神障がい者地域生活移行 ・一般就労移行 ・就労選択支援 ・地域生活支援事業 ・障がい児通所支援 ・障がい児相談支援

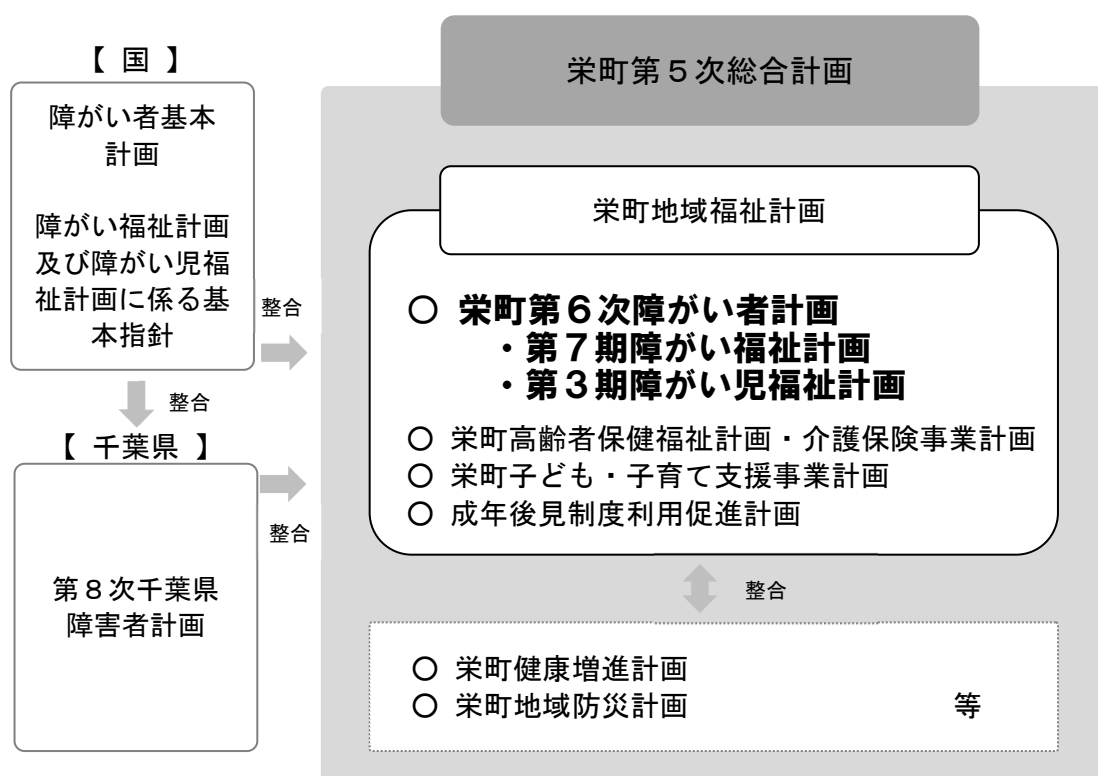
【「障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障がい者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障がい福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障がい者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画

本計画は、栄町のまちづくりの総合的指針である「栄町第5次総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「栄町地域福祉計画」及び「栄町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「栄町子ども・子育て支援事業計画」、並びに千葉県の「第8次千葉県障害者計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、栄町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



(4) S D G s（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

S D G sは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。S D G sの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいをもつ人々を含めた本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、S D G sを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「栄町第6次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障がい者計画				第6次障がい者計画					
				第5次障がい者計画					
障がい福祉計画				第7期障がい福祉計画					
				第6期障がい福祉計画					
障がい児福祉計画				第3期障がい児福祉計画					
				第2期障がい児福祉計画					

5 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障がい福祉事業所、関係団体や学識経験者などで組織される「栄町障害者施策推進審議会」及び障がい当事者や関係機関などで組織される「栄町障害者自立支援協議会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を取り入れながら、計画を策定しました。

（2）計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族に対するアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



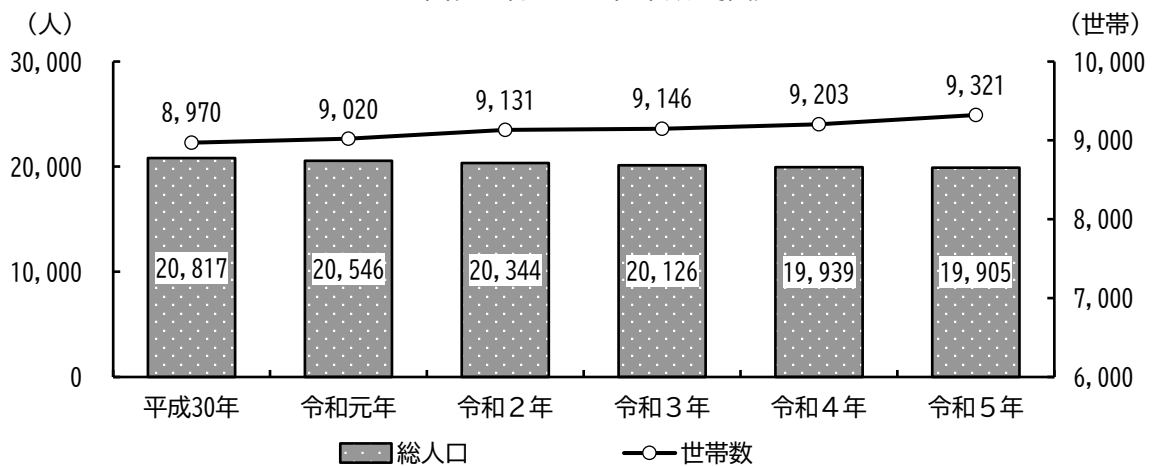
障がいのある人を取り巻く現状

Ⅱ 1 人口・世帯

住民基本台帳人口に基づく本町の総人口は、令和5年時点で19,905人と、減少傾向で推移しています。一方で、世帯数は増加傾向にあり、9,321世帯となっています。

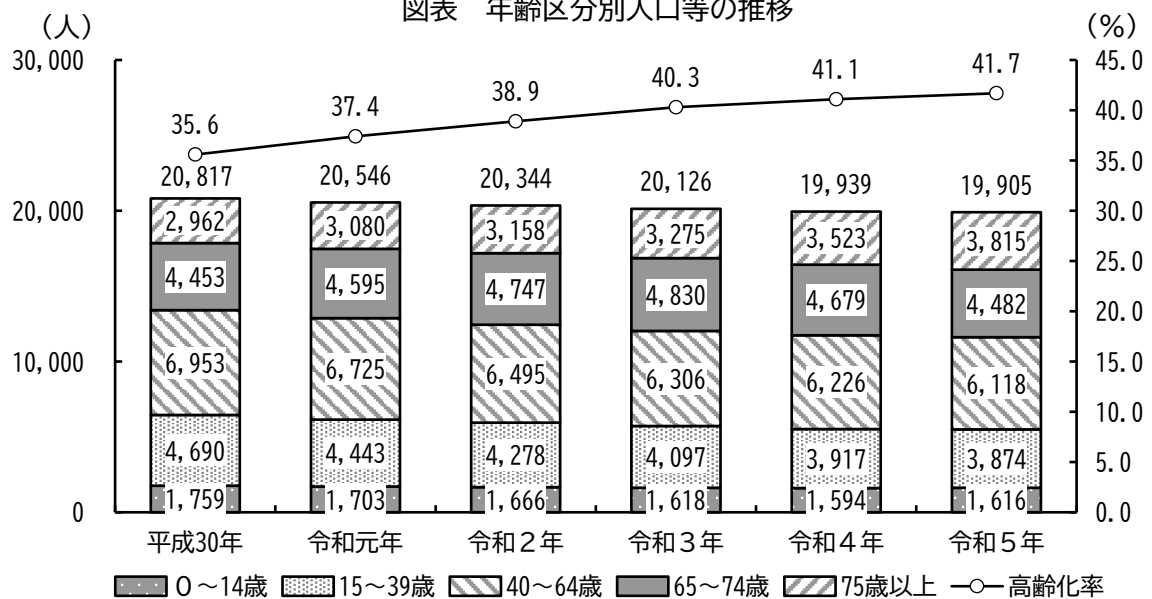
年齢区分別人口は、64歳以下の人口が減少傾向にある一方、75歳以上の後期高齢者数は一貫して増加傾向にあります。令和5年時点での高齢化率は41.7%まで上昇しています。

図表 総人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日時点）

図表 年齢区分別人口等の推移



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日時点）

Ⅱ 2 障害者手帳等の所持者数

(1) 身体障がい者

本町における身体障害者手帳所持者数は、令和4年度現在で607人となっており、全体ではおおむね横ばいで推移しています。一方で、65歳以上の手帳所持者数は増加しています。

等級別にみると、1級と4級が比較的多く、また、種類別でみると、肢体不自由と内部障がいが多くを占めています。

図表 身体障害者手帳所持数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	11	10	9	8	9
18～64歳	166	148	153	143	137
65歳以上	424	439	442	451	461
合 計	601	597	604	602	607

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	213	207	210	210	214
2級	84	83	84	80	77
3級	72	77	75	75	75
4級	177	173	173	170	174
5級	27	29	29	31	31
6級	28	28	33	36	36
合 計	601	597	604	602	607

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	29	32	32	29	31
聴覚平衡機能障がい	42	38	40	41	37
音声言語そしゃく機能障がい	9	8	8	8	7
肢体不自由	326	319	316	311	303
内部障がい	195	200	208	213	229
合 計	601	597	604	602	607

資料：栄町福祉・子ども課（各年度末現在）

(2) 知的障がい者

本町における療育手帳所持者数は、令和4年度現在で180人となっており、おおむね増加傾向で推移しています。

程度別にみると、中度が増加傾向にあります。

図表 療育手帳所持数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	48	42	41	43	44
18～64歳	118	123	117	121	128
65歳以上	4	5	8	8	8
合 計	170	170	166	172	180

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度	64	65	63	63	62
中度	34	34	40	45	47
軽度	72	71	63	64	71
合 計	170	170	166	172	180

資料：栄町福祉・子ども課（各年度末現在）

(3) 精神障がい者

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度現在で190人となっており、すべての等級で増加傾向となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数も増加傾向で推移しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0～17歳	3	6	3	5	6
18～64歳	126	142	149	156	167
65歳以上	9	9	10	9	17
合 計	138	157	162	170	190

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	17	18	20	18	20
2級	83	92	96	98	124
3級	38	47	46	54	46
合 計	138	157	162	170	190

資料：栄町福祉・子ども課（各年度末現在）

図表 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療（精神通院）受給者	272	289	330	320	326

資料：栄町福祉・子ども課（各年度末現在）

(4) 特別支援学級の状況

町内の各小中学校に特別支援学級があります。

令和5年度現在で、小学校では49人、中学校では17人が在籍しています。

図表 小中学校の特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	40	54	59	50	46	49
中学校	13	12	8	9	17	17
合 計	53	66	67	59	63	66

資料：栄町教育委員会（各年度5月1日時点）

(5) 難病患者

令和4年3月末現在の指定難病（原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病と呼ばれている疾患）の医療費公費負担の受給者証所持者数は以下のとおりです。

図表 指定難病等の医療費公費負担の受給者証所持者数

単位：人

	所持者数
千葉県特定医療費（指定難病）受給者	165
千葉県小児慢性特定疾病医療給付受給者	10
合 計	175

資料：印旛保健所（令和5年3月末現在）

3 地域資源の状況

(1) 障がい福祉サービス等提供事業所

① 障がい福祉サービス等

町内の障がい福祉サービス等提供事業所の設置状況は、以下のとおりです。

図表 障がい福祉サービス等提供事業者の状況

	事業所数
居宅介護	3
重度訪問介護	2
就労継続支援B型	1
共同生活援助	2
計画相談支援	1
児童発達支援	2
放課後等デイサービス	2
障がい児相談支援	1

資料：栄町福祉・子ども課（令和5年8月末現在）

② 地域生活支援事業

町内で地域生活支援事業を提供している事業者は、以下のとおりです。

図表 地域生活支援事業提供事業者の状況

【必須事業】

	事業所数
相談支援事業	2
成年後見制度法人後見支援事業	1

【任意事業】

	事業所数
日中一時支援事業	1
成年後見制度普及啓発	1

資料：栄町福祉・子ども課（令和5年8月末現在）

(2) 相談支援

① 障がい児・者相談支援事業所

障がい児・者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう、障がい児・者やその家族からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っています。

現在、町内の事業所では、指定特定相談支援事業所が1か所、指定障害児相談支援事業所1か所が相談業務に携わっています。

図表 障がい児・者相談支援事業所数の実績

	事業所数
指定特定相談支援事業所	1
指定障害児相談支援事業所	1

資料：栄町福祉・子ども課（令和5年8月末現在）

② 民生委員・児童委員

心身に障がいのある人や地域の要援護者などの自立更生を援助するとともに、地域福祉の増進に努めるため、厚生労働大臣から委嘱された町内各地区の人が関係機関と協力して活動しています。

図表 民生委員・児童委員の実績

	人数
民生委員・児童委員	37
主任児童委員	2

資料：栄町福祉・子ども課（令和5年8月末現在）

Ⅱ 4 アンケート調査結果からみた現状

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、令和6年度を初年度とする第7期障がい福祉計画の策定に向け、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画の基礎資料とするため実施しました。

② 調査対象

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）420名
知的障がい者（療育手帳所持者）170名
精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳所持者）160名
障がい児（通所サービス利用者：障害者手帳未所持）60名
特定疾患（難病）者（町特定疾患見舞金受給者）90名

③ 調査期間

令和4年12月27日～令和5年1月20日

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

配付数	有効回答数	有効回答率
900 通	395 通	43.9%

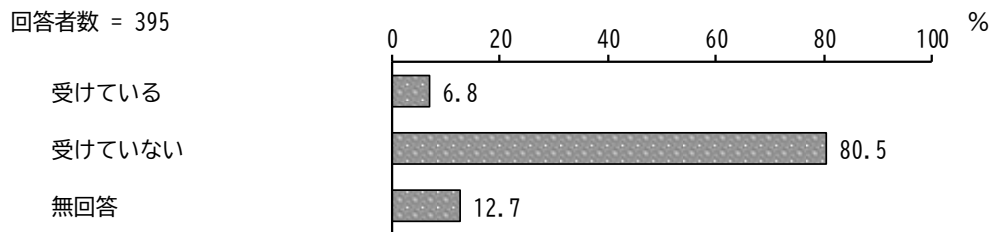
(2) 調査の結果

(2) - 1 福祉に関するアンケート調査

① あなたの障がいの状況について

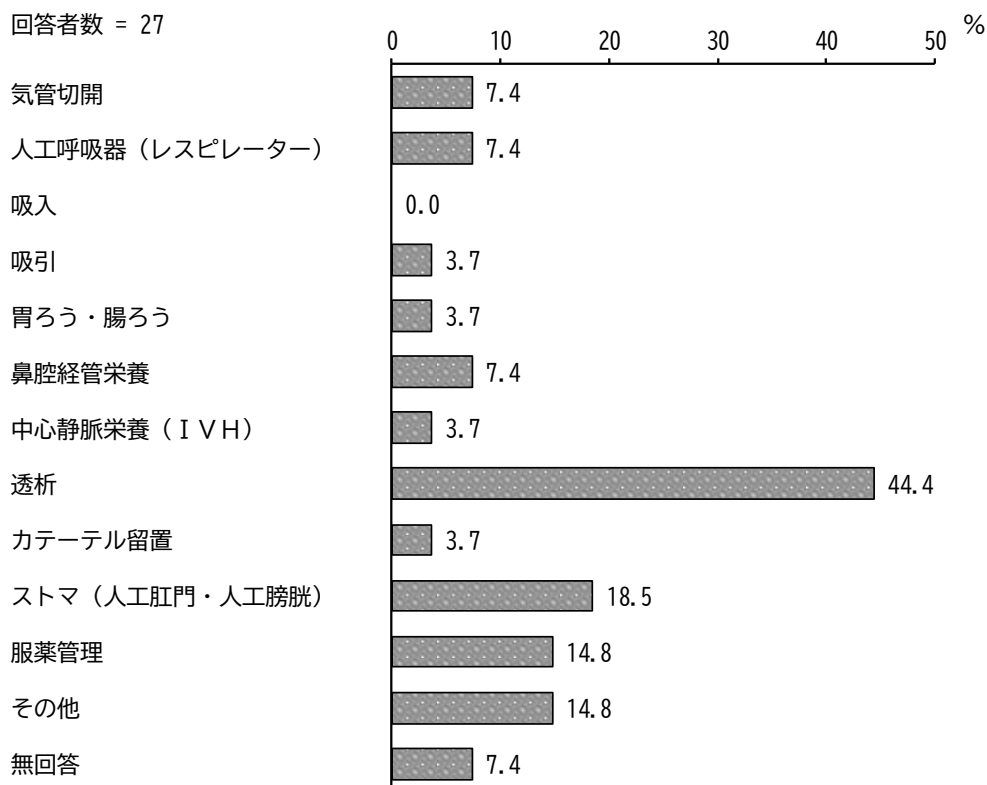
ア 医療的ケアを受けているか

「受けている」の割合が6.8%、「受けていない」の割合が80.5%となっています。



イ 現在受けている医療的ケア

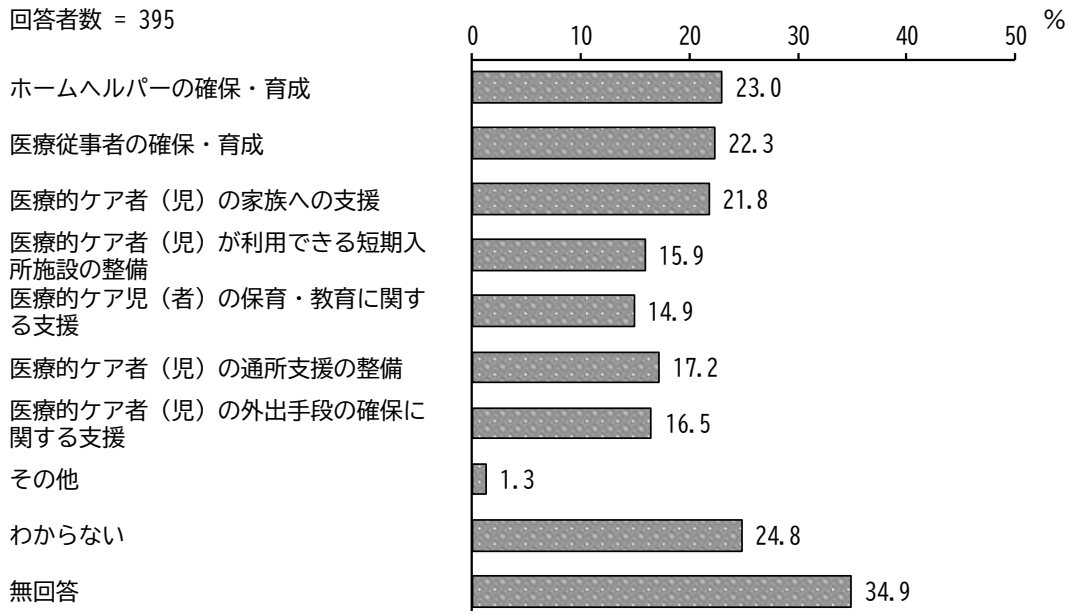
問12で「受けている」と回答された方に医療的ケアの内容をお聞きしたところ、「透析」の割合が44.4%と最も高く、次いで「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」の割合が18.5%、「服薬管理」の割合が14.8%となっています。



ウ 医療的ケアに関して必要だと思う支援

「わからない」の割合が24.8%と最も高く、次いで「ホームヘルパーの確保・育成」の割合が23.0%、「医療従事者の確保・育成」の割合が22.3%となっています。

回答者数 = 395

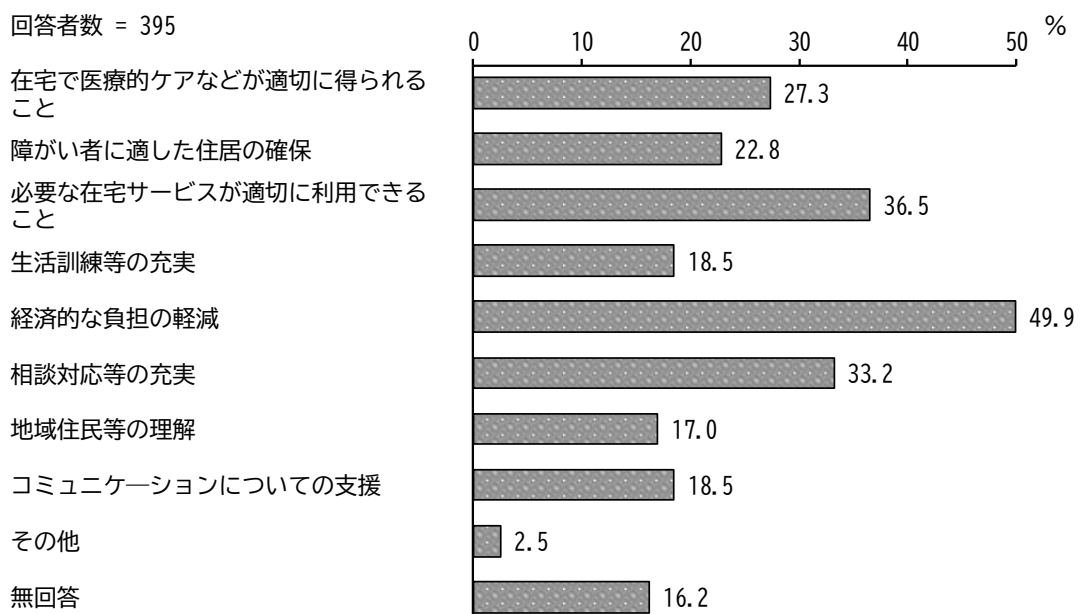


② 住まいや暮らしについて

ア 希望する暮らしを送るための支援

「経済的な負担の軽減」の割合が49.9%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が36.5%、「相談対応等の充実」の割合が33.2%となっています。

回答者数 = 395

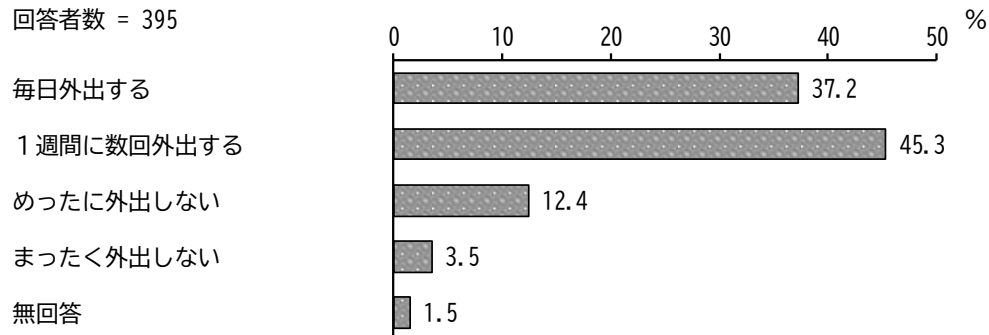


③ 日中の活動や就労について

ア 1週間の外出頻度

「1週間に数回外出する」の割合が45.3%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が37.2%、「めったに外出しない」の割合が12.4%となっています。

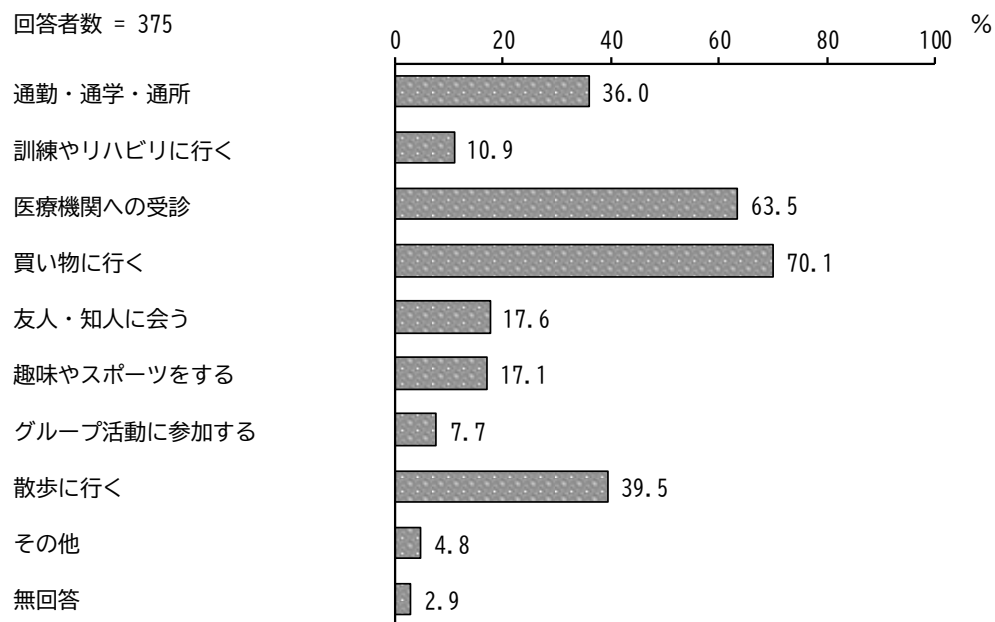
回答者数 = 395



イ 外出目的

「買い物に行く」の割合が70.1%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が63.5%、「散歩に行く」の割合が39.5%となっています。

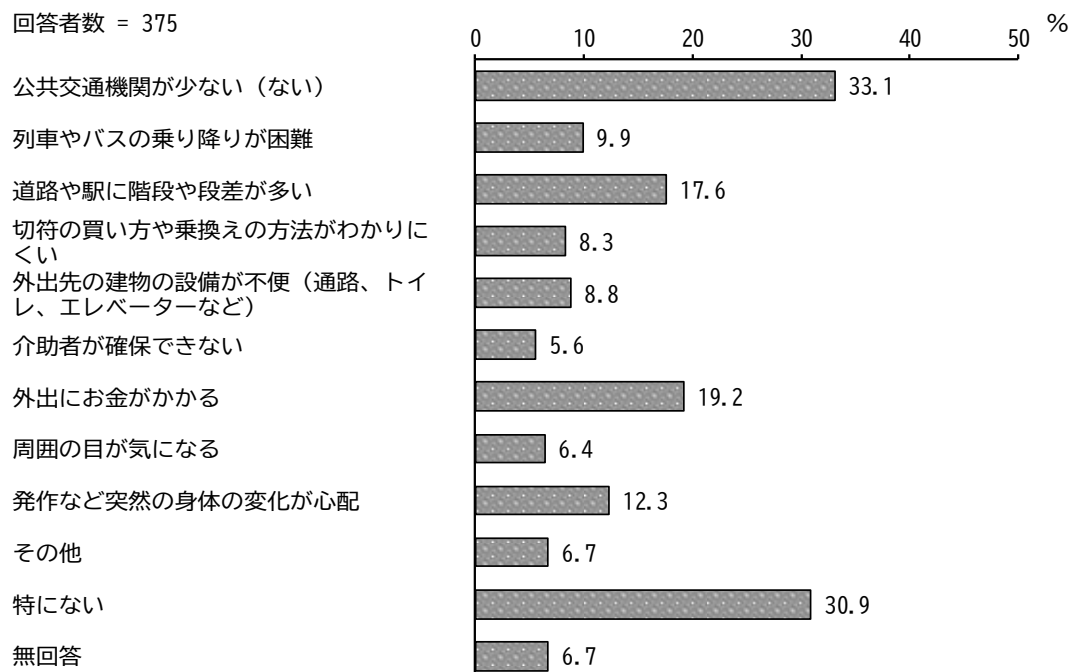
回答者数 = 375



ウ 外出時の困りごと

「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が33.1%と最も高く、次いで「特にない」の割合が30.9%、「外出にお金がかかる」の割合が19.2%となっています。

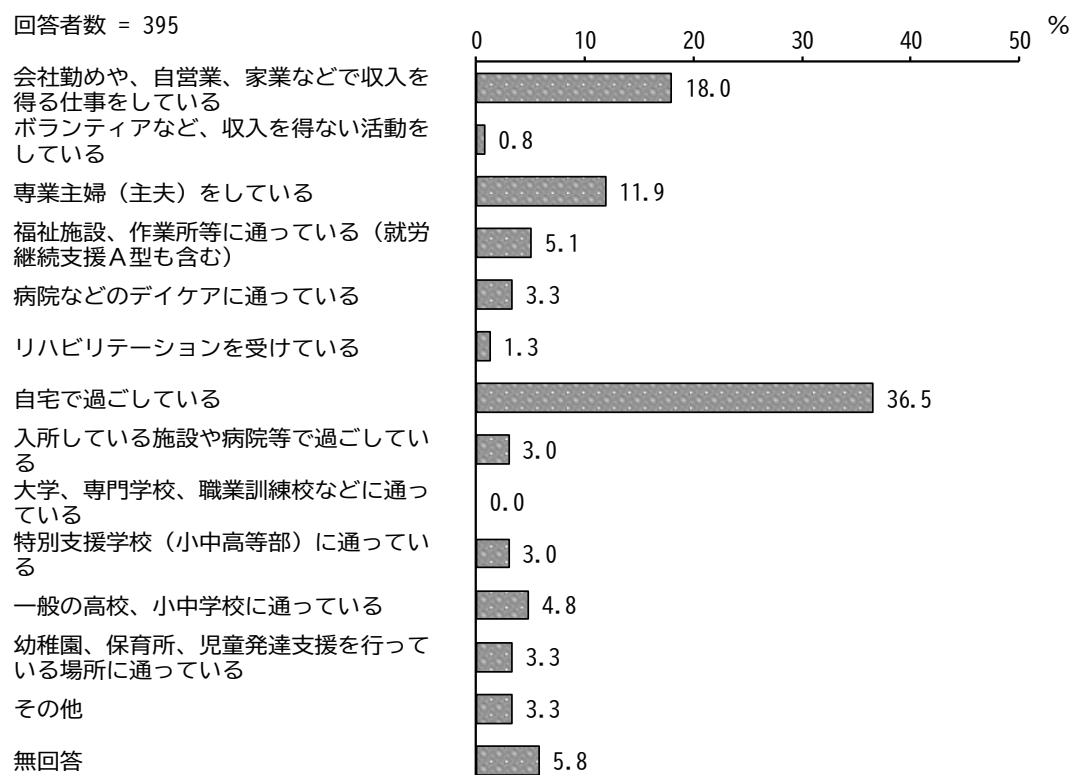
回答者数 = 375



エ 平日の日中の過ごし方

「自宅で過ごしている」の割合が36.5%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が18.0%、「専業主婦（主夫）をしている」の割合が11.9%となっています。

回答者数 = 395



【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいと発達障がいで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が最も高くなっています。

単位：％

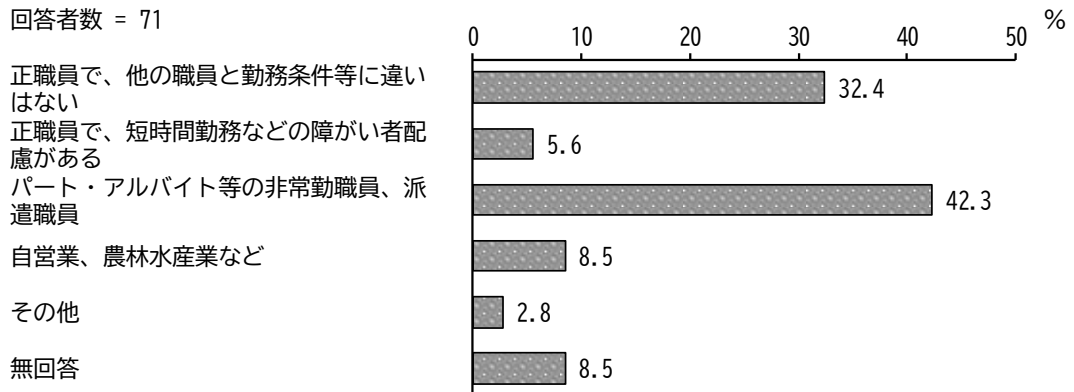
区分	回答者数（件）	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない活動をしている	専業主婦（主夫）をしている	福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている
全 体	395	18.0	0.8	11.9	5.1	3.3	1.3	36.5
身体障がい	195	13.3	0.5	15.9	0.5	5.6	2.6	45.1
知的障がい	50	30.0	－	－	26.0	－	－	14.0
精神障がい	40	30.0	－	15.0	2.5	2.5	－	42.5
重複障がい	29	10.3	－	3.4	17.2	－	－	31.0
発達障がい	56	32.1	－	－	10.7	－	－	7.1
その他	88	21.6	2.3	13.6	1.1	5.7	1.1	36.4

区分	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校（小中高等部）に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、児童発達支援を行っている場所に通っている	その他	無回答
全 体	3.0	－	3.0	4.8	3.3	3.3	5.8
身体障がい	3.1	－	0.5	0.5	0.5	4.6	7.2
知的障がい	4.0	－	14.0	6.0	4.0	－	2.0
精神障がい	－	－	－	2.5	－	2.5	2.5
重複障がい	13.8	－	13.8	－	－	3.4	6.9
発達障がい	1.8	－	17.9	19.6	5.4	－	5.4
その他	5.7	－	3.4	－	－	2.3	6.8

オ 勤務形態

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が42.3%と最も高く、次いで「正職員で、他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が32.4%となっています。

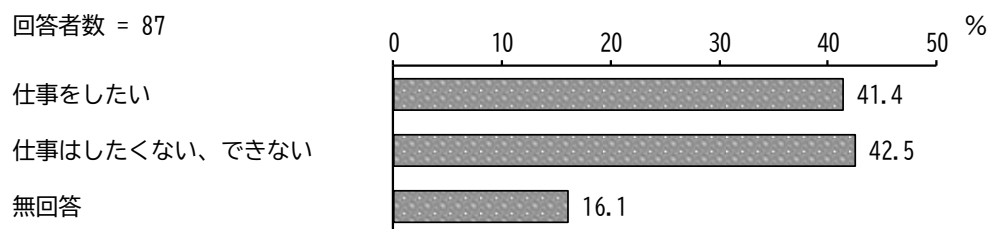
回答者数 = 71



カ 今後、収入を得る仕事をしたいか

「仕事をしたい」の割合が41.4%、「仕事はしたくない、できない」の割合が42.5%となっています。

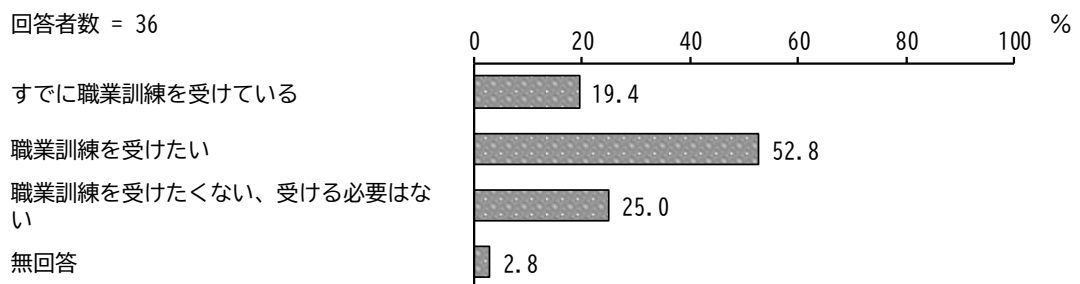
回答者数 = 87



キ 職業訓練などを受けたいか

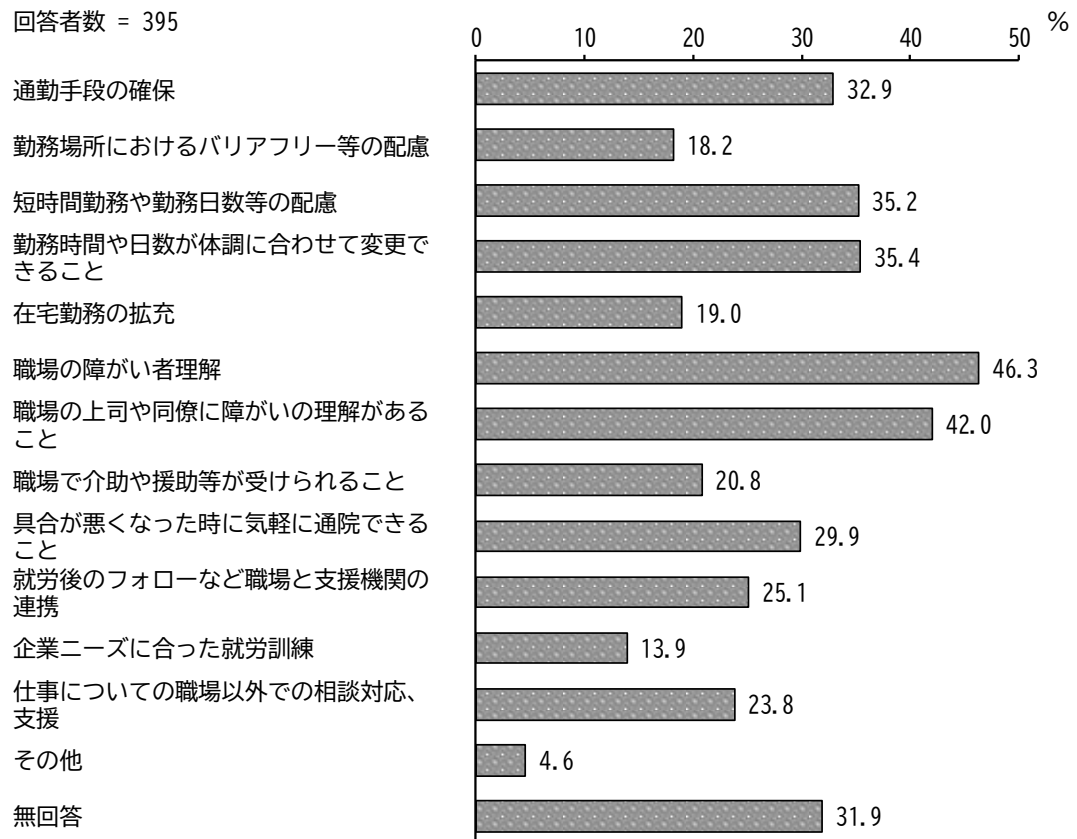
「職業訓練を受けたい」の割合が52.8%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が25.0%、「すでに職業訓練を受けている」の割合が19.4%となっています。

回答者数 = 36



ク 必要な就労支援

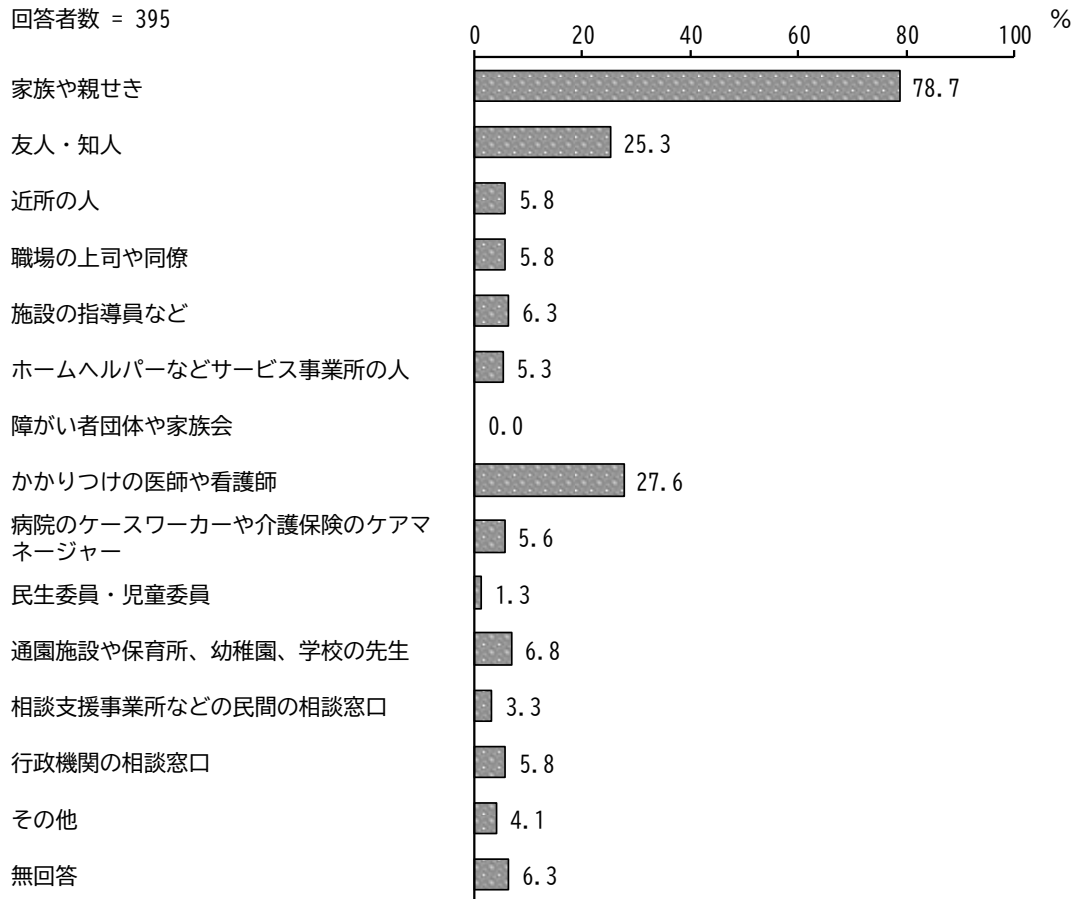
「職場の障がい者理解」の割合が46.3%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が42.0%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が35.4%となっています。



④ 対談相手等について

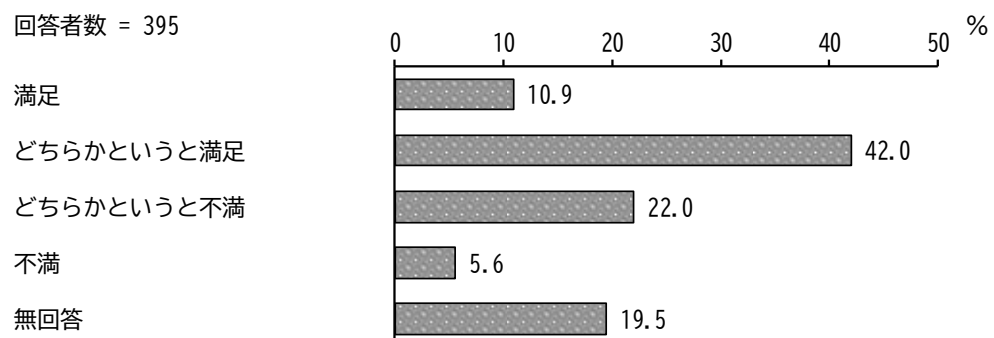
ア 悩みや困りごとの相談先

「家族や親せき」の割合が78.7%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が27.6%、「友人・知人」の割合が25.3%となっています。



イ 栄町の相談支援体制の満足度

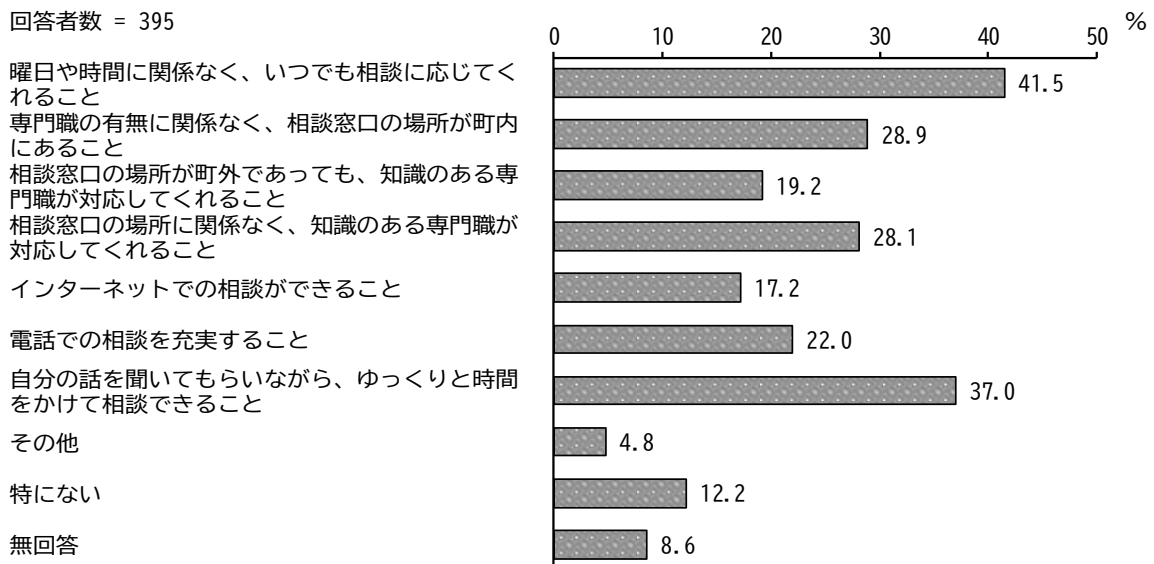
「どちらかという満足」の割合が42.0%と最も高く、次いで「どちらかという不満」の割合が22.0%、「満足」の割合が10.9%となっています。



ウ 相談しやすい体制をつくるために必要なこと

「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれること」の割合が41.5%と最も高く、次いで「自分の話を聞いてもらいながら、ゆっくりと時間をかけて相談できること」の割合が37.0%、「専門職の有無に関係なく、相談窓口の場所が町内にあること」の割合が28.9%となっています。

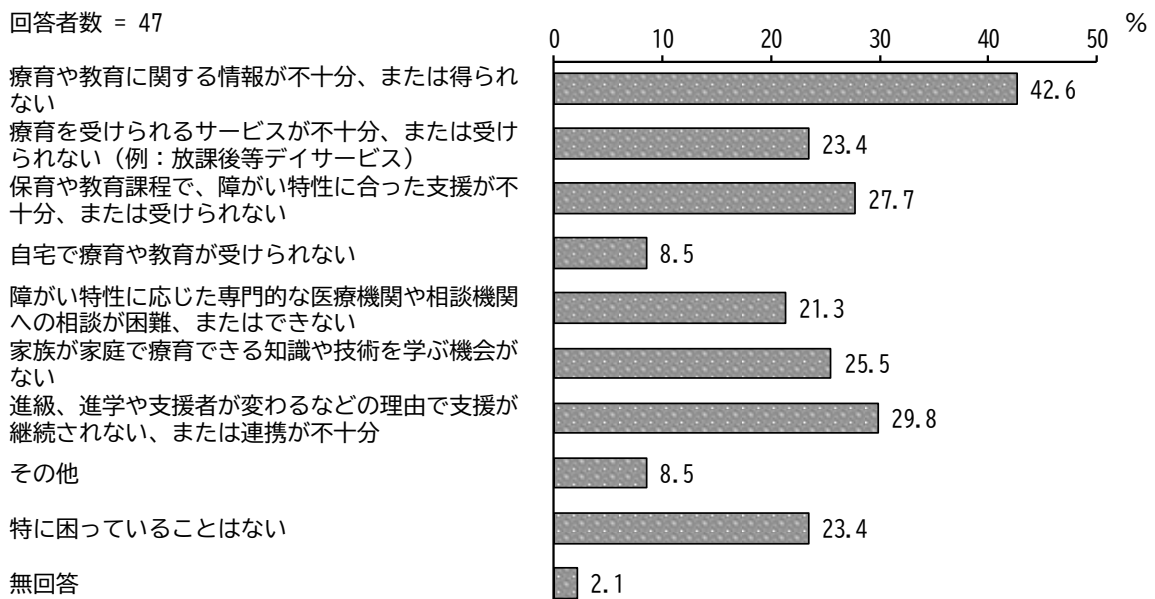
回答者数 = 395



エ 療育や教育についての困りごと

「療育や教育に関する情報が不十分、または得られない」の割合が42.6%と最も高く、次いで「進級、進学や支援者が変わるなどの理由で支援が継続されない、または連携が不十分」の割合が29.8%、「保育や教育課程で、障がい特性に合った支援が不十分、または受けられない」の割合が27.7%となっています。

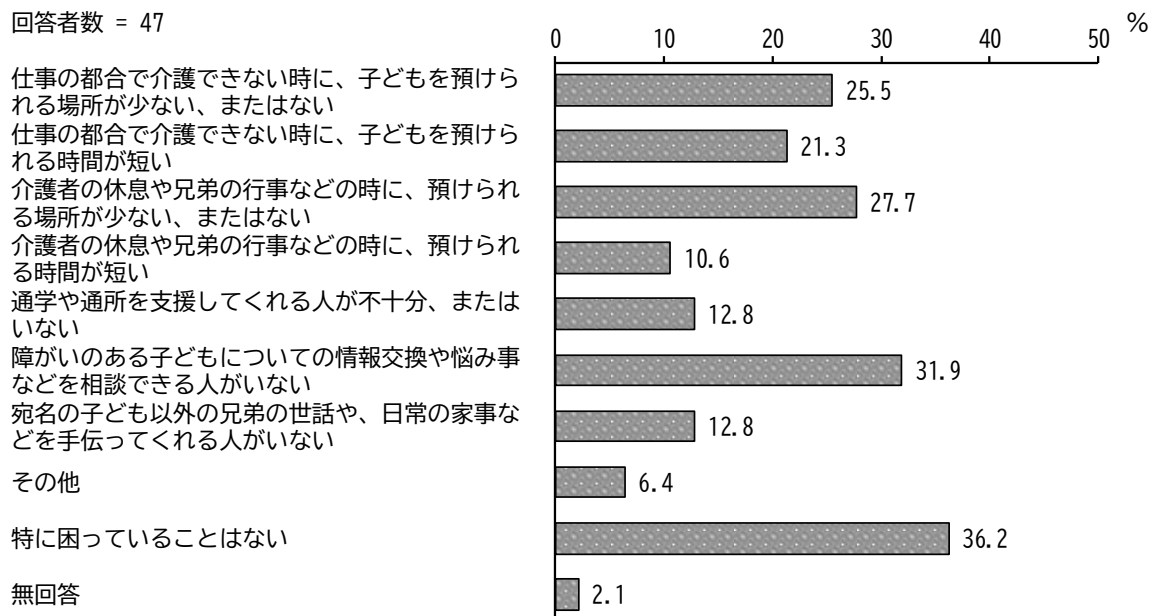
回答者数 = 47



オ 子どもと生活するうえでの困りごと

「特に困っていることはない」の割合が36.2%と最も高く、次いで「障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」の割合が31.9%、「介護者の休息や兄弟の行事などの時に、預けられる場所が少ない、またはない」の割合が27.7%となっています。

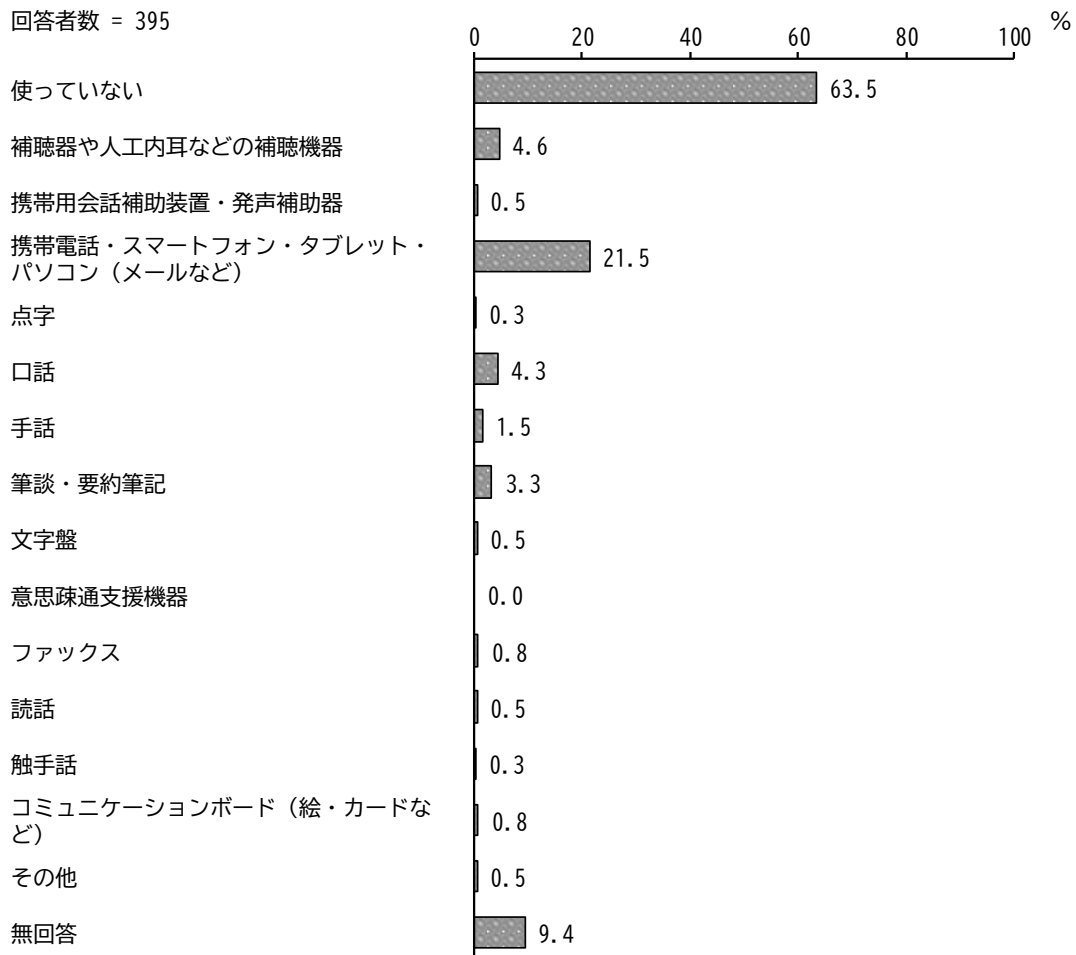
回答者数 = 47



⑤ 情報アクセシビリティについて

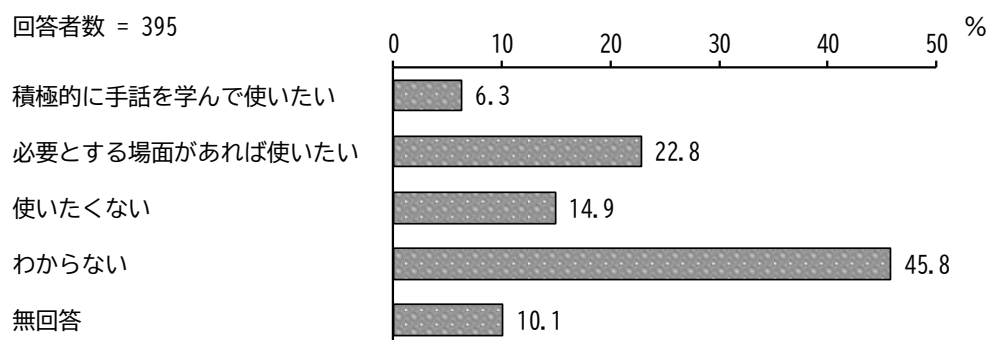
ア 意思を伝達する際の特別な技術や用具

「使っていない」の割合が63.5%と最も高く、次いで「携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン(メールなど)」の割合が21.5%となっています。



イ 手話を使ってみたいか

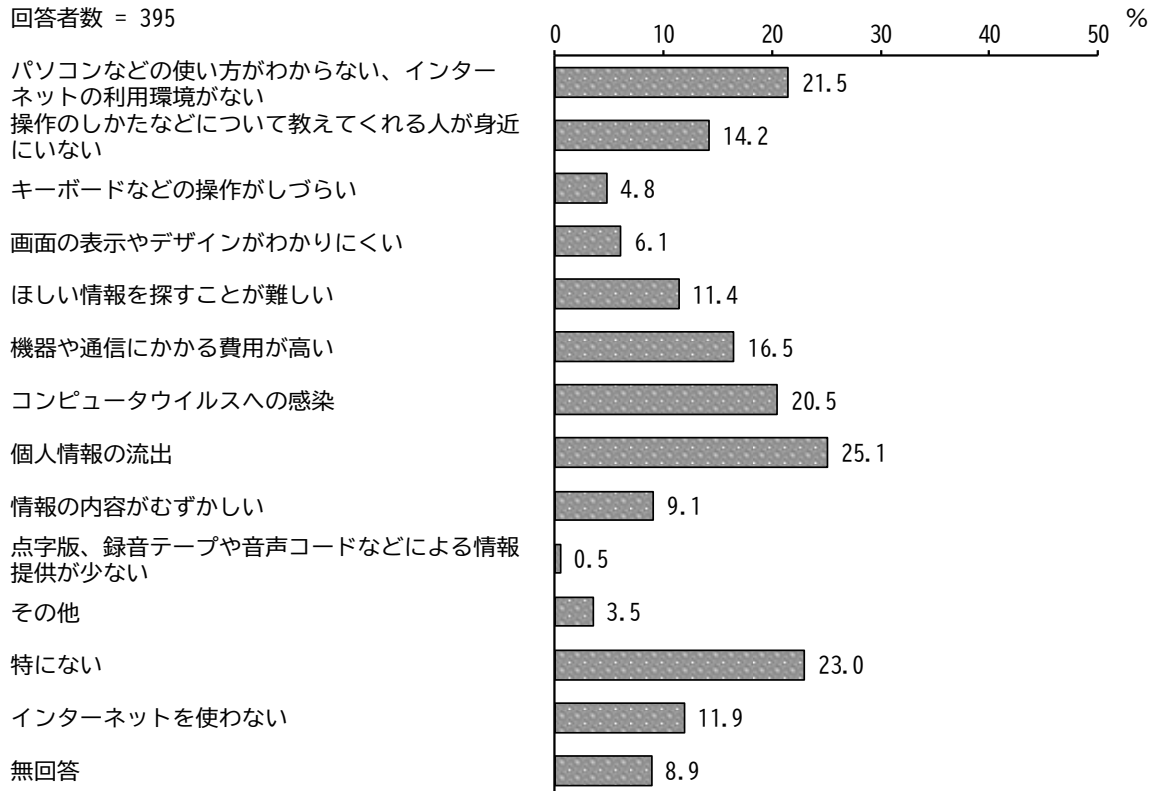
「わからない」の割合が45.8%と最も高く、次いで「必要とする場面があれば使いたい」の割合が22.8%、「使いたくない」の割合が14.9%となっています。



ウ パソコンやスマートフォンなどを使うときの困りごと

「個人情報の流出」の割合が25.1%と最も高く、次いで「特になし」の割合が23.0%、「パソコンなどの使い方がわからない、インターネットの利用環境がない」の割合が21.5%となっています。

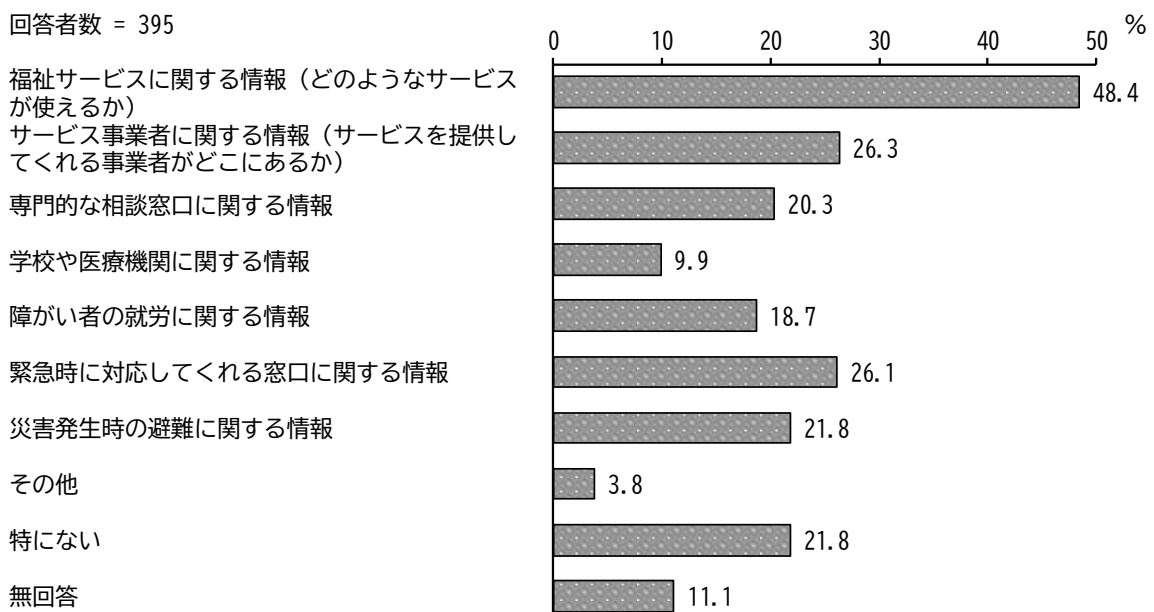
回答者数 = 395



エ 障がい者福祉に関する情報の中で不足していると感じる情報

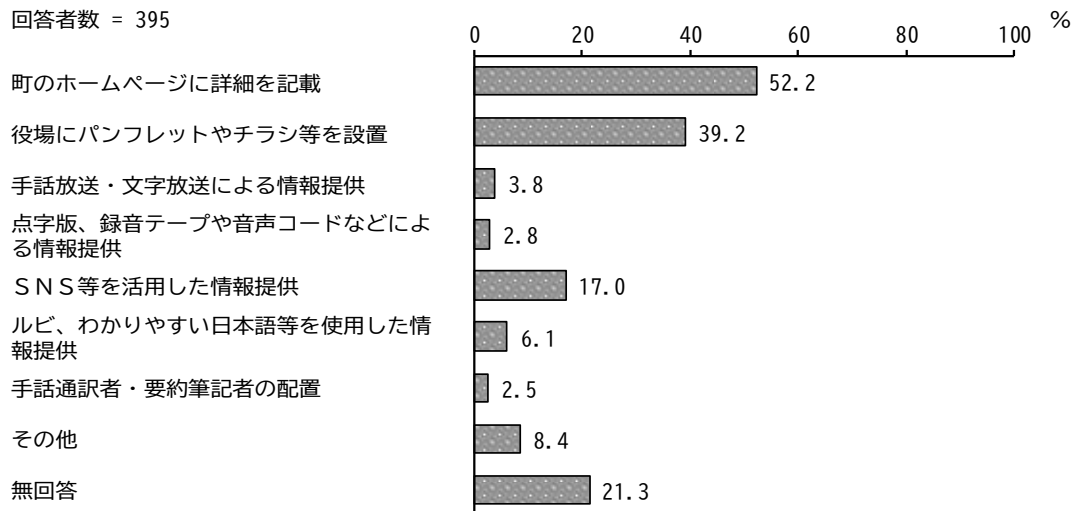
「福祉サービスに関する情報（どのようなサービスが使えるか）」の割合が48.4%と最も高く、次いで「サービス事業者に関する情報（サービスを提供してくれる事業者がどこにあるか）」の割合が26.3%、「緊急時に対応してくれる窓口に関する情報」の割合が26.1%となっています。

回答者数 = 395



オ 情報が不足している場合の改善方法

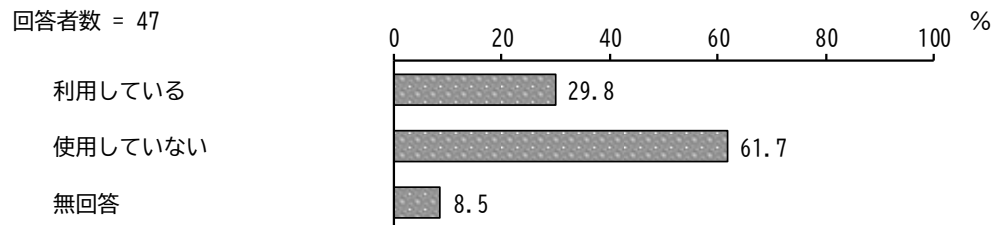
「町のホームページに詳細を記載」の割合が52.2%と最も高く、次いで「役場にパンフレットやチラシ等を設置」の割合が39.2%、「SNS等を活用した情報提供」の割合が17.0%となっています。



⑥ 障害福祉サービス等の利用について

ア 障害児相談の利用

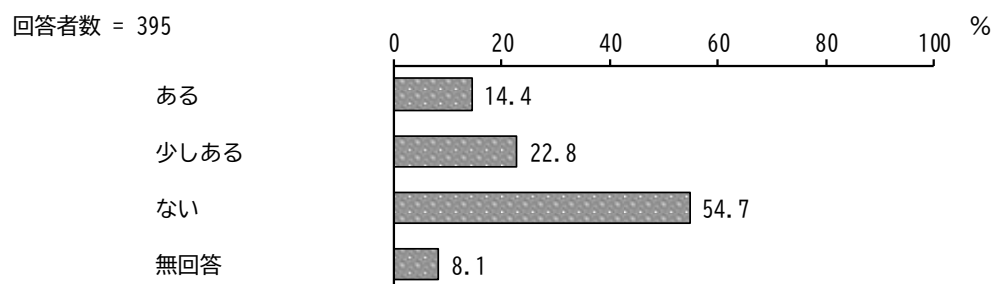
「利用している」の割合が29.8%、「使用していない」の割合が61.7%となっています。



⑦ 差別の解消について

ア 障害があることで差別や嫌な思いをしたことの有無

「ない」の割合が54.7%と最も高く、次いで「少しある」の割合が22.8%、「ある」の割合が14.4%となっています。



【障がい種別】

障がい種別にみると、知的障がいと発達障がいで「少しある」の割合が最も高くなっています。

また、重複障がいでは、「ある」と「ない」の割合が同じになっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	ある	少しある	ない	無回答
全 体	395	14.4	22.8	54.7	8.1
身体障がい	195	8.2	19.0	63.6	9.2
知的障がい	50	26.0	46.0	24.0	4.0
精神障がい	40	27.5	30.0	40.0	2.5
重複障がい	29	31.0	27.6	31.0	10.3
発達障がい	56	35.7	41.1	19.6	3.6
その他	88	6.8	17.0	67.0	9.1

イ 「障害者差別解消法」の認知度

「まったく知らない」の割合が61.8%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が23.3%となっています。

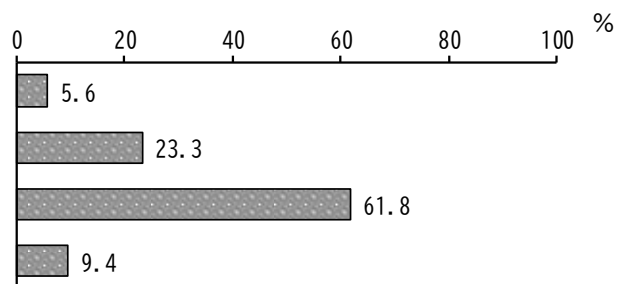
回答者数 = 395

名前も内容も知っている

名前は知っている

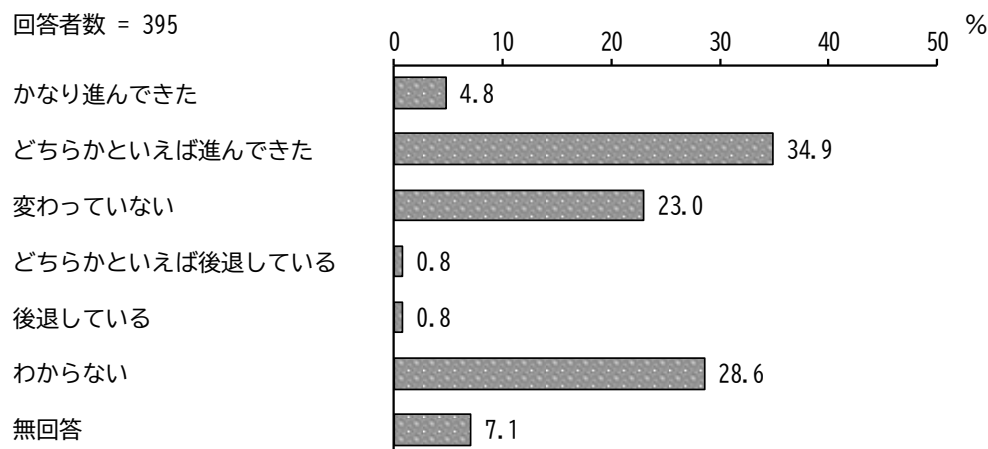
まったく知らない

無回答



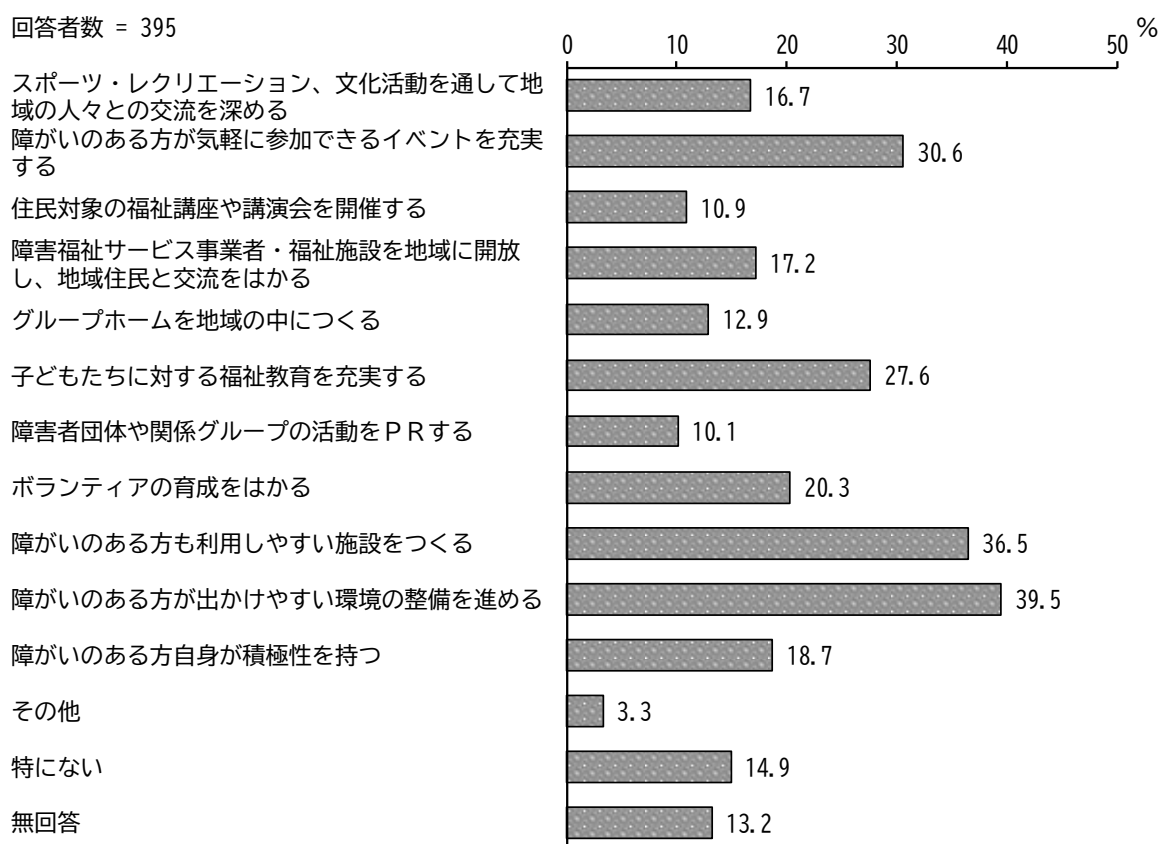
ウ 障がいのある方に対する配慮や理解が進んできたか

「どちらかといえば進んできた」の割合が34.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が28.6%、「変わっていない」の割合が23.0%となっています。



エ 障がいに対する理解を深めるために力を入れるべきこと

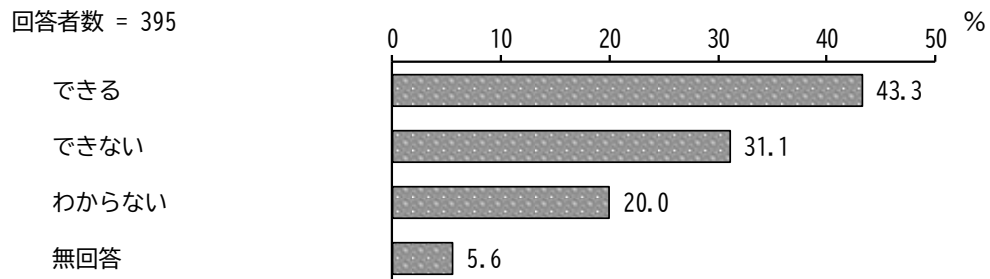
「障がいのある方が出かけやすい環境の整備を進める」の割合が39.5%と最も高く、次いで「障がいのある方も利用しやすい施設をつくる」の割合が36.5%、「障がいのある方が気軽に参加できるイベントを充実する」の割合が30.6%となっています。



⑧ 災害時の避難等について

ア 災害発生時に一人で避難はできるか

「できる」の割合が43.3%と最も高く、次いで「できない」の割合が31.1%、「わからない」の割合が20.0%となっています。



【障がい種別】

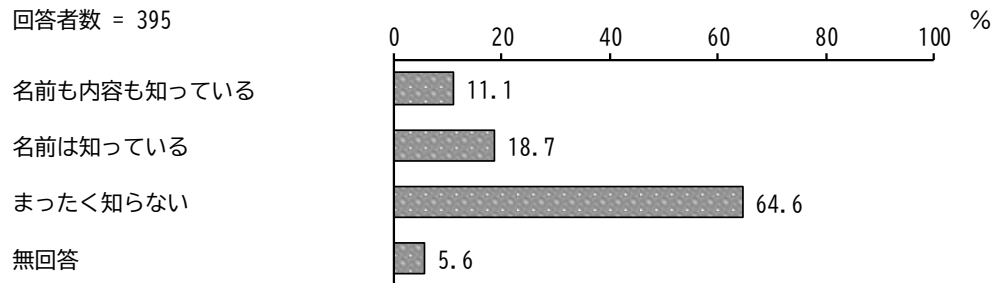
障がい種別にみると、知的障がい、重複障がい、発達障がいでは「できない」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	できる	できない	わからない	無回答
全 体	395	43.3	31.1	20.0	5.6
身体障がい	195	48.2	28.2	15.4	8.2
知的障がい	50	18.0	44.0	32.0	6.0
精神障がい	40	62.5	12.5	25.0	—
重複障がい	29	20.7	51.7	17.2	10.3
発達障がい	56	26.8	35.7	32.1	5.4
その他	88	51.1	36.4	11.4	1.1

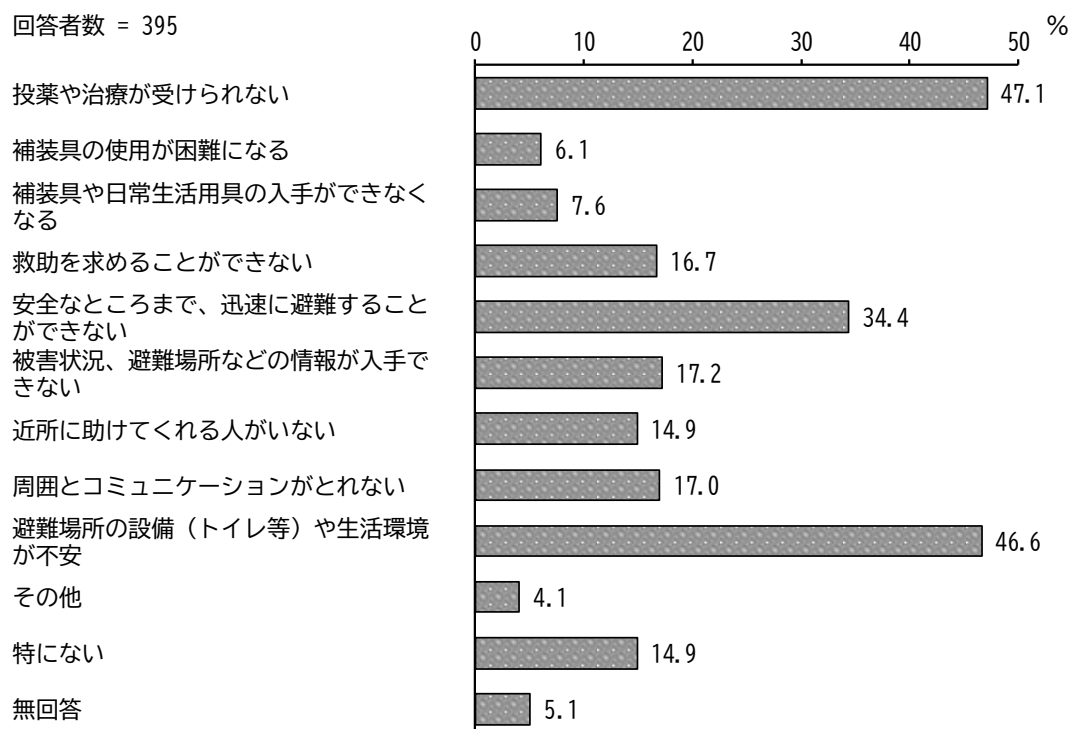
イ 「避難行動要支援者名簿」の認知度

「まったく知らない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「名前は知っている」の割合が18.7%、「名前も内容も知っている」の割合が11.1%となっています。



ウ 災害発生時に困ること

「投薬や治療が受けられない」の割合が47.1%と最も高く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が46.6%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が34.4%となっています。





計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も ともに いきいきと生活ができる 地域共生社会の実現

本町の将来像は「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」を掲げ、住み続けたいまち、住んでみたいまち、誇りと愛着のもてるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障がい者福祉分野では、誰もが、住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らすことができる誰にでもやさしいまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取り組みとの連続性、整合性から、これまでの理念「障がいのある人もない人も ともにいきいきと生活ができる 地域共生社会の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、障がいのある人もない人も地域でともにいきいきと生活することができる「地域共生社会」を実現するまちづくりをめざします。

地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



Ⅱ 2 基本目標

1 差別の解消と権利擁護を図る

障がい者を理由とする多くの偏見や差別の解消に向けて、障がいに対する理解を深める取組を推進するとともに、成年後見制度の利用促進などの権利擁護や虐待の防止のための施策を推進します。

2 安心して暮らせる保健・医療を充実する

障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業の充実を図ります。

障がいのある人が、安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化します。

3 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

障がいのある児童の可能性を伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行います。また、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。

4 地域で自立生活を支える就労の場をつくる

働く意欲と能力を有する障がいのある人に、働く機会が提供されるよう支援を進めます。また、就労継続支援や一般就労への移行、ハローワークの労働施策の活用などによって経済的な自立を果たし、地域での自立した生活が実現するよう、関係機関などの連携による就労に向けた支援を推進します。

5 地域での自立生活を支えるサービスの充実を図る

障がいの有無に関わらず、地域の中でともに健やかな生活を送れるように、ライフステージの各段階に応じた重層的・包括的な相談支援や情報提供を行うとともに、各種サービスなどの充実を図ります。また、ヤングケアラーを含む家族支援に取り組みます。

6 安心・安全なまちをつくる

障がいのある人はもちろん、高齢者、子ども、妊婦など、誰にでも利用しやすいように配慮して、道路、建築物、公園等の整備を進めるユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインに基づいたまちづくりを、町民、行政、事業者等が一体となって推進します。

また、心のバリアフリーの推進にも取り組みます。

さらに、災害などによる事故から守るため、地域の防災対策の強化を図るとともに、災害などを予防する基盤づくりを推進します。

7 地域でいきいきと生活できる環境をつくる

一人でも多くの障がいのある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動に気軽に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。また、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むために、情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援の施策を推進します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[基本施策(具体的な施策)]

障がいのある人もない人もともにいきいきと生活ができる
地域共生社会の実現

1 差別の解消と
権利擁護を図る

広報・啓発と
権利擁護の推
進

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の充実
- ③ 障がい者団体の育成・活動支援
- ④ 権利擁護の支援
- ⑤ 虐待防止体制の推進

2 安心して暮らせ
る保健・医療を
充実する

保健・医療の
充実

- ① 保健事業の充実
- ② 精神保健福祉の充実
- ③ 医療サービスの充実
- ④ 医療的ケア児への支援
- ⑤ 保健・医療・福祉・教育等の関係機
関の連携強化

3 共に育ち、共に
学ぶ教育を推進
する

教育・育成体
制の充実

- ① 幼児教育・療育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ インクルーシブ教育の推進
- ④ 障がい児福祉サービスの充実

4 地域で自立生活
を支える就労の
場をつくる

雇用・就労の
促進

- ① 雇用・就労の拡大と定着

5 地域での自立生
活を支えるサー
ビスの充実を図
る

生活支援の充
実

- ① 福祉基盤の整備
- ② 地域生活支援サービスの充実
- ③ 重層的・包括的な相談支援体制
の充実
- ④ ヤングケアラーを含む家族支援

6 安心・安全な
まちをつくる

生活環境の整
備

- ① 福祉のまちづくりの推進
- ② 災害対策の推進
- ③ 心のバリアフリー推進

7 地域でいきいき
と生活できる
環境をつくる

社会参加の促
進

- ① コミュニケーション手段の充実
- ② 情報提供の充実
- ③ 情報アクセシビリティ・コミュニケ
ーション施策推進法に基づく施策
の充実
- ④ 外出の支援
- ⑤ スポーツ・文化活動の充実



施策の展開



Ⅱ 1 差別の解消と権利擁護を図る

広報・啓発と権利擁護の推進

【現状と課題】

- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。
- 障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、町民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。
- 障がいのある人に対する虐待については、虐待防止センターと地域における見守りや、日常的に障がいのある人と関わる家族や医療機関、通所施設の職員等関係機関の連携により早期発見の体制を強化するとともに、迅速かつ適切な対応が必要です。

【基本方針】（主な取組）

- 障がいの有無にかかわらず、全ての住民が安心して暮らせる社会をつくっていくために、全ての住民に対して障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発活動を図ります。
さらに、障がい者団体との連携等の活動を通して地域の要望に合わせた福祉活動の充実を図ります。
- 障がい者支援の各種法令に基づき障がい者への虐待防止と差別を無くす活動を進めます。また、障がい者やその家族からの要望に対して広く意見を頂き法令に基づいた支援を進めます。

【 具体的な施策 】

① 広報・啓発活動の推進

障害者基本法及び「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」の目的や基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会をつくっていくために、すべての町民に対して、障がいに対する理解を深めるための情報や福祉サービス等について広報・啓発のさらなる充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	広報・啓発活動の実施	町広報紙やホームページを活用して、障がい者の権利擁護が広く進むよう、広報・啓発活動を実施します。	福祉・子ども課
2	障がい者等に対する理解の推進	障害者差別解消法等に基づく障がい者の権利擁護について、障害者差別解消支援地域協議会（栄町自立支援協議会に機能を付与）の協力を得て対応要領等を策定し広報・啓発活動を行います。	福祉・子ども課
3	障がい者への合理的配慮の推進	障がい者への合理的配慮について、当事者及び一般の人の理解を促進するため、障害者差別解消法についての研修や町広報への情報の掲載、対応要領等を策定し啓発活動を行います。	福祉・子ども課

② 福祉教育の充実

障がい者に対する理解を深めるため、障がいや福祉に関する福祉教育の充実を図るとともに、障がいのある人となない人の交流機会の充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	社会教育における福祉学習の推進	障がい当事者や全ての町民を対象とした障がい福祉に関する講演会を実施します。社会福祉協議会においても車いす体験等、障がいの疑似体験などを行います。	福祉・子ども課 栄町社会福祉協議会
2	学校教育における福祉教育の充実	障がい者疑似体験等を通して、障がいのある人や介助する人の置かれている状況について理解するとともに、バリアフリー社会の実現に向けて大切なことは何かを考える学びの機会を充実させていきます。	健康介護課 栄町社会福祉協議会
3	交流の場の確保	障がいのある人となない人の交流を促進するため、町主催のスポーツ大会や障がい者団体などが開催する各種イベントへの町民の参加の継続支援を行います。	福祉・子ども課 生涯学習課

③ 障がい者団体の育成・活動支援

障がい者やその家族の活動に対する支援を充実します。また、障がい者団体の育成やネットワークづくりを通じて、障がい者や家族が外出しやすい環境づくりを進めます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	障がい者団体等への支援	各種事業等において、当事者団体の設立に関する意向確認や団体設立に向けた支援を行うとともに、障がい当事者の団体や個人の活動拠点の確保について検討します。	福祉・子ども課
2	交流会の実施	障がいのある人やその家族などが参加し、ネットワークづくりや情報の交換ができる交流会を、基幹相談支援センターと連携しながら開催します。また、子どもの交流会の実施についても検討します。	福祉・子ども課

④ 権利擁護の支援

障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度や権利擁護制度の適切な利用を促進します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	成年後見制度の利用支援	障がい者の権利擁護や権利行使を支援するため、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施するとともに、関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発を行います。また、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、関係機関と連携しながら制度の利用促進に向けた取組みを行います。	福祉・子ども課 健康介護課
2	権利擁護の推進	成年後見制度についての情報提供及び町長申し立てを行います。 社会福祉協議会において、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の利用促進に努めています。	福祉・子ども課 健康介護課 米町社会福祉協議会

⑤ 虐待防止体制の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	虐待に対する意識啓発	家庭や教育機関、就業先での虐待防止のため、障がい者への虐待に関する啓発活動を通して、虐待の未然防止に努めます。	福祉・子ども課
2	虐待の未然防止・早期発見のための地域連携	虐待の未然防止に向けた相談体制の充実を図り、虐待の早期発見のため民生委員・児童委員等の地域関係者や、町内の教育機関、医療機関、障がい福祉事業所、相談支援事業所等と連携して虐待防止に努めます。	福祉・子ども課
3	障害者虐待防止センターの運営	障害者虐待防止センター（福祉・子ども課内に設置）を通して、障がい者の虐待防止のための情報提供や各種相談に対応します。また、虐待防止の24時間365日体制の確保に努めます。	福祉・子ども課
4	障害者虐待対応に係る体制整備	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、支援体制の強化や協力体制の整備を推進します。（地域生活支援事業）	福祉・子ども課

2 安心して暮らせる保健・医療を充実する

保健・医療の充実

【現状と課題】

- 障がいや軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

【基本方針】（主な取組）

- 健康診査などにより生活習慣病予防と病気の早期発見のため、健診（検診）の必要性の周知・利用促進を図ります。
- 乳幼児健診などで発育発達に支援が必要な子どもを早期に把握し、発達に合わせた適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療・教育の各分野が連携していくための仕組みづくりを進めます。
- 乳幼児の発育・発達に関する正しい知識を持ち、必要に応じて早期に支援を受けられるよう、専門職による知識の普及啓発や各教育機関との連携を強化し、支援体制の整備に努めます。
- メンタルケア、精神疾患など見えない病の正しい知識の普及活動を行い、患者とその家族に寄り添う支援の充実を図ります。

【具体的な施策】

① 保健事業の充実

糖尿病等の生活習慣病による障がいや防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。また、健康診査などにより疾病の予防・早期発見に努め、適切な治療につなげます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	健康診査の充実	子どもの发育状況を把握する大切な機会である乳幼児健診などの受診率を向上させ、障がいの早期発見を目指します。 特定健康診査、がん検診、人間ドック助成事業等を実施します。健診の事後指導を行い、生活習慣病の予防、病気の重症化を予防します。	福祉・子ども課 健康介護課
2	健康相談及び发育発達相談の充実	各種乳幼児教室や乳幼児健診、就学前健診時などでの相談体制を充実させると同時に、言語聴覚士や作業療法士と保健師が幼稚園や保育園を巡回し、個々の相談に応じます。	福祉・子ども課
3	障がいのある子どもと養育者への養育支援	发育・発達上支援が必要と思われる子どもとその養育者に、育児指導や「カンガルークラス（おやこ遊びの教室）」「おやこ相談（心理発達相談）」「子ども発達相談」を実施し、子どもの健全な发育・発達を促します。また、必要に応じて児童発達支援センターなどにつなげます。	福祉・子ども課

② 精神保健福祉の充実

心の健康づくりや精神障がい者福祉に関する講演会の開催などにより、精神疾患（心の病）や精神障がいに対する正しい知識を広めるとともに、障がい福祉サービスの利用を推進し、地域生活への円滑な移行の促進に努めます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	心の相談	心の悩みを抱えた方や家族の個別相談に対応します。	福祉・子ども課
2	デイケアクラブ	心の悩みを抱えた方々が相談できる場及び日中に活動する場を提供します。	福祉・子ども課
3	発達障がい者（児）への支援	児童に対する健康診査等を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、保護者に対する対応方法のに関する研修の実施、カンガルークラスや児童発達支援センター等の療育機関、学校教育等との連携した対応により、療育体制の確保に努めます。 大人の発達障がいに対して、県の設置する発達障害者支援センター（CAS）などの関係機関と連携して、必要な支援を行います。	福祉・子ども課
4	講演会や研修会の開催	講演会や講座による普及啓発を通して、精神障がい者福祉の推進及び心の健康づくりの推進に関する取組みを進めます。	福祉・子ども課

③ 医療サービスの充実

障がい者一人ひとりに応じた適切な医療サービスが受けられるように、専門機関との連携を図るとともに、重度の障がい者等への医療費の負担の軽減を行います。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	地域医療の連携強化	障害支援区分審査会及び障害者施策推進審議会の委員の協力や障がい福祉サービスの医師意見書作成等、医療機関との連携を図ります。 各医療機関と連携して、精神障がい者等の地域生活への円滑な移行を進めます。	福祉・子ども課
2	医療関連サービスに係る経済的支援	障害者手帳の取得時等に、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や療養介護、重度心身障害者（児）医療費助成、特定疾患医療給付（県事業）など各種の医療給付などを実施し、経済的な支援を行います。	福祉・子ども課
3	難病患者への支援	指定難病等の患者に対し、見舞金を支給する制度の周知を行うとともに、見舞金を支給します。また、必要な人には障がい福祉サービスを提供します。	福祉・子ども課
4	かかりつけ医の普及	障がい福祉サービス受給のための医師意見書の作成、各種手当や障害年金等の手続、その他必要な手当等の受給を円滑に行うため、かかりつけ医を持つよう呼びかけます。	福祉・子ども課

④ 医療的ケア児への支援

医療的ケアが必要な子どもが地域で安心して生活できるよう、関係者による協議の場を設置し、医療的ケア児の支援の充実に努めます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	医療的ケア児の支援の充実	関係者による協議の場において勉強会や支援方策の検討などを実施し、医療的ケア児に対する支援体制の整備、充実に努めます。	福祉・子ども課

⑤ 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化

障がいのある人のニーズに見合ったサービスが切れ目なく且つ効率的に提供できるよう、情報共有や事例検討の実施などにより、関係者間の連携を強化します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	保健・医療サービスと福祉サービスとの連携	栄町障害者自立支援協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の会議開催などにより、地域の医療機関や障がい福祉サービス事業所等との情報共有を行います。	福祉・子ども課

3 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

教育・育成体制の充実

【現状と課題】

- 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。
- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、放課後等デイサービスなど障がい児サービスの充実を推進していくことが必要です。
- インクルーシブ教育の視点を持つ教員を育成し、個々に応じた指導と同時に多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要です。

【基本方針】（主な取組）

- 乳幼児期から入学、進学及び卒業後の進路など生涯にわたる段階に応じた適切な支援を行うため、福祉・健康・学校教育部門が連携し、個人情報に留意しながら継続支援を推進します。
- 教員の特別支援教育における知識を深め、個人に応じた指導の充実を図ります。
- 特別支援級などの学びの場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらず、いきいきと学ぶ環境を整備します。

【具体的な施策】

① 幼児教育・療育の充実

保健・医療・福祉が連携し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育て支援を充実します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	療育の充実	ことばの遅れなどがある乳幼児などに対して、児童発達支援センター等において集団母子療育及び言語・作業などの個別療育を行います。	福祉・子ども課
2	障がい児の受け入れ推進	障がい児を受け入れる保育所等を支援します。 放課後児童クラブにおける障がいのある子どもなどの受け入れについても検討します。	福祉・子ども課

番号	事業	事業の概要	担当課
3	障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供します。	福祉・子ども課
4	障害児相談支援	障がい児や家族の状況に応じて相談支援事業の活用を勧奨し、適切なサービス利用できるように支援します。	福祉・子ども課
5	医療面での経済的支援	養育医療（未熟児の入院による養育）や育成医療（身体障がい又は将来障がいになる可能性のある児童に対する医療）サービスを継続して提供します。	福祉・子ども課
6	療育の連携強化	乳幼児期から入学、進学及び卒業後の進路など各ライフステージに応じた適切な支援を行うため、個人情報に留意しながらライフサポートファイル（ドラムファイル）の利用を促進します。	福祉・子ども課

② 学校教育の充実

障がい児一人ひとりの能力を最大限に伸ばすため、就学・進学指導などについてのきめ細やかな相談、支援を実施します。また、小・中学校における普通学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	特別支援教育の充実	千葉県立栄特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校における教育実践や研修の充実を図ります。	教育課
2	就学相談の充実	巡回相談において、詳細に子どもの診断とスクリーニングを行っていきます。また、特別支援学校のコーディネーターや幼稚園・保育園・児童発達支援事業所との連携を深め、就学相談・指導を充実させます。	福祉・子ども課

③ インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	インクルーシブ教育の推進	障がいの有無にかかわらず全ての子どもを受け入れる視点を持つ教員等を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無に関わらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境を整備します。	教育課

④ 障がい児福祉サービスの充実

障がい児が必要とする療育等のサービスが円滑に提供されるよう、支援体制の充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	障がい児福祉サービスの充実	障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。	福祉・子ども課



4 地域で自立生活を支える就労の場をつくる



雇用・就労の促進

【現状と課題】

- 障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解、就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。
- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】（主な取組）

- 就労を希望する障がいのある人に対して、民間事業所や公的関係機関と連携し、就労環境を向上させていきます。特に、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携しながら安定的な就労を提供できる体制を整えます。
- 法定雇用率を確保するため、民間事業所などが求める能力を障がい者が身につけることが出来る職業訓練などの環境整備を図ります。

【具体的な施策】

① 雇用・就労の拡大と定着

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般企業等での就労や就労先での定着に向けた支援を実施します。また、障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等において、就労の場の確保を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	雇用の促進	就労移行支援、就労継続支援、訓練施設などのサービスを活用するとともに、関係機関との協力体制により障がい者の雇用の促進を図ります。 就労定着支援のサービスを活用した就労の定着を進めます。	福祉・子ども課
2	職業的自立に向けた生活支援	障害者就業・生活支援センターにおいて、就業面の支援と生活面の支援を一体的に提供します。	福祉・子ども課

番号	事業	事業の概要	担当課
3	就労移行支援	一般企業等での就労（一般就労）を希望し、かつ、知識の習得、能力の向上、実習、職場探しなどを通じて適性に合った職場への就労が見込まれる人に対し、一定期間作業訓練や現場実習等を実施し一般就労できるよう支援します。	福祉・子ども課
4	就労継続支援 A 型・B 型	就労継続支援事業では、雇用契約に必要な知識や能力の向上のための訓練の実施、一定の賃金水準での継続した就労の機会の提供などを行います。併せて、日中一時支援事業所から B 型事業所への移行を支援します。	福祉・子ども課
5	地域活動支援センター	地域活動支援センターを通じて、障がいのある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図ります（地域生活支援事業）。	福祉・子ども課
6	栄町における障がい者雇用の推進	令和 6 年 4 月 1 日から障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令で定める障害者法定雇用率が地方公共団体で 2.8%（教育委員会は 2.9%）、一般の事業主で 2.5%となることから、今後も法定雇用率を達成するよう、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ります。 ※令和 8 年 7 月 1 日からの障害者法定雇用率は、地方公共団体で 3.0%（教育委員会は 2.9%）、一般の事業主で 2.7%が適用されます。	総務政策課
7	障がい者就労施設等を優先する契約の推進	障がいのある人の工賃アップのため、「障害者優先調達推進法」の趣旨に則り、障がい者就労施設等との契約等を推進します。 栄町の行政機関における物品等の調達方針の策定及び調達実績の集計を毎年度行い、その内容を公表します。	各課 （方針の策定等は福祉・子ども課）
8	雇用促進奨励金制度などによる一般就労への取組	栄町の区域内の事業者が町内に住所を有する障がい者を雇用した場合に、事業者に対して雇用促進奨励金を交付して障がい者の雇用促進を図ります。また、法定雇用率を確保するため、特例子会社等の取組を民間事業所と連携して進めるなど、各企業に法定雇用率が達成できるよう働きかけていきます。	経済環境課

5 地域での自立生活を支えるサービスの充実を図る



生活支援の充実

【現状と課題】

- 個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知や相談の場の充実、支援につなげる連携体制を構築し、相談体制を強化していくことが必要です。
- それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮しながら、障がいのある人が福祉サービスや生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。
- 近年、新聞などの報道でヤングケアラーに対する支援の必要性が取り上げられています。大人に代わって家事や介護を行う負担が大きくなることで、「学校に行けない」「社会から孤立する」といった問題が生じやすくなることから、負担を一人で抱え込まないよう支援することが必要です。

【基本方針】（主な取組）

- 住み慣れた家庭や地域で障がいのある人が暮らせるよう、一人一人の障がいの多様な特性や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図ります。
- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制の整備、充実を図ります。
- ヤングケアラーも含めた家族の介護負担軽減のための事業などの支援を推進します。

ヤングケアラーとは・・・

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

【 具体的な施策 】

① 福祉基盤の整備

障がい者が必要とする福祉サービスを適切に受けられるように、福祉サービスの質の向上を図るとともに、適宜、障害福祉サービス事業所などの運営を支援し、福祉基盤を整備します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	福祉情報の提供	福祉に関する相談窓口、制度等の情報の提供及び必要なサービスの利用を促進するため、広報紙やホームページ、社会福祉協議会広報紙などのほか、利用者の立場に立った、わかりやすい「福祉のしおり」の作成などを通して、情報提供を充実します。	福祉・子ども課
2	家族に対する支援	各事業等の実施を通して、家族間の情報共有の場を提供できるよう努めます。	福祉・子ども課
3	障害者自立支援協議会におけるサービス提供体制等の確認	栄町障害者自立支援協議会においてサービスの提供体制に関する確認を行います。 不足するサービスがある場合には対応方法等について検討します。	福祉・子ども課
4	障害福祉サービス事業所等の運営支援	事業所等からの求めに応じて運営に関する相談対応及び助言を行い、適切な事業所運営が継続できるよう支援します。	福祉・子ども課

② 地域生活支援サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する生活支援サービスが円滑に提供されるよう、支援体制の充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	福祉サービスの利用支援	障がい者のサービス利用計画作成率 100%を確保するとともに、障がい福祉サービスとの併用をしている児童のセルフプランを障害児相談支援に移行するなど、適切なサービス利用ができるように支援します。	福祉・子ども課
2	日常生活及び社会参加の支援	補装具の交付など、幅広い福祉サービスの提供により、障がい者の日常生活を支援するとともに社会参加を支援します。	福祉・子ども課
3	福祉サービス利用での経済的な支援	障がい者やその家族に対し、各種手当などの支給により経済的な支援を行います。	福祉・子ども課

番号	事業	事業の概要	担当課
4	緊急時の支援	地域生活支援拠点を活用して、障がい者の緊急的な避難に対応します。 一人暮らしの重度障がい者に対する緊急通報システムや安心カードの普及に努めます。 そのほか、災害などの緊急時に支援を必要とする人への安全で迅速な対応を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の普及と避難支援者の確保に努めます。	福祉・子ども課 健康介護課 くらし安全課
5	外出の支援	単身世帯の増加や高齢化の進展により移動困難者が増えていることから、同行援護、移動支援事業等による移動支援の充実を図ります。また、障がい者の移動を支援するため、ヘルパーなどの利用促進を図るとともに、福祉タクシーや社会福祉協議会などが行っている移送サービス等の情報提供を行います。	福祉・子ども課 栄町社会福祉協議会

③ 重層的・包括的な相談支援体制の充実

障がいのある人の様々なニーズに対応できるよう、関係機関との連携による重層的・包括的な相談支援体制を充実します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	相談支援事業の充実	基幹相談支援センターを中核として、365日、24時間の緊急対応や緊急保護にも対応できる相談支援体制を充実していきます。併せて、精神に障がいのある人の専門相談体制の確保に努めます。	福祉・子ども課
2	相談支援ネットワークの構築	相談内容によって適切な相談機関につなげるとともに、身近な場所での一次的相談から相談支援事業者等を活用した専門的な相談まで、相談支援のネットワークの構築に努めます。また、子育て包括支援センター等の関係機関とも連携を図ります。	福祉・子ども課

④ ヤングケアラーを含む家族支援

ヤングケアラーを含めた家族の介護負担軽減のための支援を充実します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	家族に対する総合的な支援	関係機関と連携してヤングケアラーについて把握し、適切な支援につなげます。 障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知、啓発に努めます。	福祉・子ども課 健康介護課 栄町社会福祉協議会

6 安心・安全なまちをつくる

生活環境の整備

【現状と課題】

- 公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン、インクルーシブデザインを推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。
- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。
- 福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

【基本方針】（主な取組）

- 障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの考え方にに基づき、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。
- 障がいのある人が地域で安心した生活を送るため、災害時の救助・救援体制づくり等に推進を図ります。

【具体的な施策】

① 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人に快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉のまちづくりを推進します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	福祉のまちづくり	「千葉県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー新法」等に基づき、障がい者に配慮したまちづくりを行います。	福祉・子ども課
2	バリアフリーの推進	公共施設や避難所、歩道等のバリアフリー化工事を計画的に推進します。	都市建設課 企画財政課

② 災害対策の推進

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、自主防災組織の拡充、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	町内の事業所における防災訓練の実施	障がい福祉事業所などで定期的に防災訓練を実施し、防災意識の普及や非常時の対応方法について指導します。	福祉・子ども課
2	災害時における支援	地域における避難支援等が円滑に行われるよう避難行動要支援者名簿の登録推進を図るとともに、障がい者が避難できる福祉避難所を確保します。 福祉用具等については、今後も福祉用具供給協定を継続的に進めていきます。 視覚障がい、聴覚障がいのある人が適切に情報入手できるための「安心ライト」の活用など、円滑に避難できる体制を整備します。	健康介護課 くらし安全課
3	防災対策に関する普及啓発	障がいがある人に対する防災対策に関する普及啓発方法を工夫し、わかりやすく伝えるようにすることで、「誰ひとり取り残さない」体制の構築に努めます。	福祉・子ども課 健康介護課 くらし安全課

③ 心のバリアフリー推進

地域共生社会の実現に向け、心のバリアフリーの推進に努めます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	交流機会の確保	各種のイベントを通して、障がいのある人とない人との交流機会を確保します。	福祉・子ども課

7 地域でいきいきと生活できる環境をつくる



社会参加の促進

【現状と課題】

- 視覚・聴覚障がいのみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。また、近年では、情報通信技術の進展が障がい者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者や要約筆記者の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要です。
- 障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要です。

【基本方針】（主な取組）

- 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話通訳者の育成や情報機器導入など環境整備を進めコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 障がいのあるなしに関わらず人と人の意思疎通の充実を図るために、さまざまなスポーツイベントや文化交流等の地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

【具体的な施策】

① コミュニケーション手段の充実

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	手話通訳者などの派遣	手話通訳者等の派遣（地域生活支援事業）の充実に努めます。また、タブレット等 IT 技術を活用した対面による手話通訳を実施します。	福祉・子ども課

番号	事業	事業の概要	担当課
2	手話奉仕員の養成	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、手話奉仕員養成講座を印西市、白井市と合同で実施します（地域生活支援事業）。	福祉・子ども課
3	軽度・中度難聴児への支援	身体障害者手帳の交付の対象ではない軽度・中度の難聴の児童に対し、補聴器の購入費を助成します。	福祉・子ども課

②情報提供の充実

障がいのある人の多様なニーズに応じた、わかりやすい情報提供の充実を図ります。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	IT（情報通信技術）等を活用した情報提供	タブレット端末などのIT機器を利用し、障がいのある人に配慮した情報提供を行うよう努めます。	福祉・子ども課
2	町広報などによる情報提供の充実	町の広報やホームページにおいて、福祉サービスなどの情報提供の充実を図るとともに、わかりやすく伝えるように努めます。また、電話や窓口での相談の際に必要な情報を的確に伝えられるよう、職員のスキルアップを図ります。	福祉・子ども課

③ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実

障がい特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報バリアフリー化を推進します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	情報提供・意思疎通の支援	すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するにあたり、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、情報アクセシビリティの向上や意思疎通の支援を充実します。 また、誰もが必要な情報にアクセスできるよう、住民や事業所等に対し、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。	福祉・子ども課

④ 外出の支援

外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	福祉車両等の貸し出し	通院や旅行、レクリエーションへの参加などのための移動手段として栄町社会福祉協議会がリフト付き車両や車いすなどの福祉機器の貸出しを実施し、外出を支援します。	栄町社会福祉協議会
2	外出サポート事業	交通機関の利用が困難な人に対して、栄町社会福祉協議会や民間事業者が有償の移送サービスを実施し外出を支援します。	栄町社会福祉協議会
3	外出のための経済的な支援	障がい者の移動・外出のため、運転免許取得費用の助成や自動車改造費補助、福祉タクシー利用料金助成、循環バスの無料化など、経済的な支援を行います。	福祉・子ども課 企画財政課

⑤ スポーツ・文化活動の充実

各種スポーツ活動に参加する機会や場を充実するとともに、生涯学習等への参加を促進します。

番号	事業	事業の概要	担当課
1	スポーツ活動の促進	千葉県主催の障害者スポーツ大会などへの参加に際し、必要な支援を行います。 また、町主催のボッチャ大会などを開催し、障がい者スポーツの普及に努めます	福祉・子ども課 生涯学習課
2	レクリエーション活動の促進	団体等への所属の有無に関わらず、障がい者がレクリエーションに親しむ機会を増やすため、町内外で開催される各種イベントについて情報提供を行います。	生涯学習課
3	生涯学習の推進	障がいのあるなしにかかわらず、全ての人の文化・芸術活動を支援します。関係機関と連携しながら町主催の事業を実施するなど、障がい者の文化・芸術の生涯学習活動の推進に努めます。	生涯学習課



第6期障がい福祉計画及び

第2期障がい児福祉計画の達成状況

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で定めた成果目標の達成状況は次のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度末の施設入所者数	15人	15人	令和元年度末時点(16人)から1.6%削減
令和5年度末までの地域生活移行者数	1人	1人	令和元年度末の施設入所者数(16人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	—	1回	1回	—	0回	1回
保健、医療、福祉関係者による協議の場への参加者数	—	1人	1人	—	0人	8人
保健	—	1人	1人	—	0人	1人
医療(精神科)	—	1人	1人	—	0人	1人
医療(精神科以外)	—	1人	1人	—	0人	0人
福祉	—	1人	1人	—	0人	6人
介護	—	1人	1人	—	0人	0人
当事者	—	1人	1人	—	0人	0人
家族	—	1人	1人	—	0人	0人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	1回	1回	—	0回	0回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)
地域生活支援拠点等の設置個所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	2 回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度の 一般就労移行者数	5人	1人	令和5年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績値（1人）の1.27倍以上増
就労移行支援	5人	1人	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績（1人）の1.27倍以上増
就労継続支援 A型	0人	0人	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。
就労継続支援 B型	0人	0人	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。
令和5年度における 就労移行支援事業の 利用者数	8人	6人	
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数	4人	4人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（5人）のうち、8割が就労定着支援事業を利用
令和5年度における 就労定着支援事業の 就労定着率	－％	－％	町内への事業所の立地を想定しない

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
児童発達支援センター設置	1 か所	1 か所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	1 か所	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	設置	未設置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	有	有	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	—	5件	5件	—	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	5件	5件	—	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	5回	5回	—	4回	5回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)
障害福祉サービス等の研修への町職員参加人数	1人	1人	1人	3人	3人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有	有	有	無	無	無
	1回	1回	1回	0回	0回	0回

(8) 発達障害者等に対する支援

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施有無	有	有	有	無	無	無
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人	0人	0人	0人



サービス事業量の見込みと

提供体制の確保策

サービス事業量の見込みは、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の実績を基に、今後の基盤整備等の動向を踏まえた上で見込みます。

さらに、国の基本指針を踏まえて、令和8年度を目標年度をした本計画の成果目標を設定します。

Ⅱ 1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

（1）訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	29	27	27	23	23	23
	時間/月	252	241	300	276	276	276
重度訪問介護	人/月	0	0	1	2	2	2
	時間/月	0	0	195	232	232	232
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	6	6	6	5	5	5
行動援護	人/月	10	11	9	9	9	9
	時間/月	76	103	117	119	119	119
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	1	1	2
	時間/月	0	0	0	10	10	20

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 訪問系サービスの実績については、利用者数、利用時間数ともに増加傾向にあり、今後も、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行などで、利用者数、利用時間数の増加が見込まれます。特に、重度の障害のある人が地域で自立した日常生活を営むために、重度訪問介護のニーズが高まっています。これらに対応するために、介護保険制度のサービス提供事業所を含め、新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 既存のヘルパーのレベルアップ及び同行援護に従事するガイドヘルパーの確保に向けて、県が開催する研修への積極的な参加を促すなど、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう取り組んでいきます。
- ニーズに対して、同行援護のサービスを提供する事業所が不足しています。居宅介護事業所等に対して、当該事業への参入を働きかけていきます。
- 安定したサービスの確保や障害のある人のニーズに対応するため、事業所等の人材の確保について、県と連携し、人材確保に取り組んでいきます

(2) 日中活動系サービス

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に対し、日中の入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	障がいを持つ人の希望や適性に合った仕事を選択できるように支援し、関係機関との連絡調整等を行います。(令和7年10月開始予定)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練をします。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対し指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護等を行います。



① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	41	42	43	47	47	47
	人日/月	849	845	951	1008	1008	1008
うち重度障害者	人/月	0	0	0	43	43	43
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	10
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	10	10	10
うち精神障害者	人/月	0	0	0	0	1	1
就労選択支援	人/月					0	0
就労移行支援	人/月	8	11	10	4	5	5
	人日/月	98	116	111	77	78	78
就労継続支援 (A型)	人/月	9	6	9	6	6	6
	人日/月	136	93	159	106	106	106
就労継続支援 (B型)	人/月	30	33	38	33	34	34
	人日/月	466	517	594	570	587	604
就労定着支援	人/月	7	6	4	4	4	4
療養介護	人/月	3	3	2	2	2	2
	人日/月	91	93	62	62	62	62
短期入所（福祉型）	人/月	19	16	11	9	9	9
	人日/月	85	59	76	63	64	65
うち重度障害者	人/月	0	0	0	5	5	5
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	2	2	2
うち重度障害者	人/月	0	0	0	0	0	0

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 日中活動系サービスの実績については、就労継続支援B型の利用者数、利用日数が特に増加しています。今後も障害のある人一人ひとりの希望や状況にあった、日中活動の利用を促進します。
- 生活介護については、身近な地域で重度の身体障害のある人を受け入れる事業所が不足していることから、介護保険制度のサービス提供事業所を含め、新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 就労系事業所に関しては、障害者優先調達法による官公署による発注の方策を検討し、運営強化や工賃向上への取り組みを支援します。
- 就労定着支援については、身近な地域で事業所が少ない状況です。一般就労による様々な生活面での課題に対して適切な支援を行うため、利用者の状況をみながら、必要に応じて、就労移行支援実施事業所を中心に、当該事業への参入を働きかけていきます。
- 緊急時の受入対応体制を確保するため、利便性の高い短期入所の確保が必要です。地域生活拠点での受け入れの確保のほか、既存のグループホームに対し当該事業への拡充を促すなどの働きかけを行います。
- 重度の障害のある人も身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズを把握し、必要な支援体制を栄町障害者自立支援協議会において検討していきます。

(3) 居住系サービス

事業項目	事業内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
【新規】 地域生活支援拠点等	地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため。必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
うち精神障害者	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	人/月	32	37	39	43	43	43
うち精神障害者	人/月	0	0	0	20	21	21
うち重度障害者	人/月	0	0	0	17	17	17
施設入所支援	人/月	17	17	17	15	15	15

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 居住系サービスの実績については、共同生活援助の利用者数が増加しています。身近な地域にグループホームの設置が進んでいますが、今後も地域移行による利用者数の増加が見込まれることから、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。引き続き、グループホーム利用者の経済的負担の軽減を図るための家賃助成を行うとともに、小規模な運営主体に対して円滑に事業が実施できるよう運営費の補助を行います。また、地域のグループホームの支援の質の向上に努めます。
- 自立生活援助については、身近な地域に事業所がないものの利便性の高い事業であることから、サービス提供事業所に対して、当該事業への参入を働きかけていきます。
- 障がいのある人の重度化・高齢化に対応するため、日中サービス支援型共同生活援助への参入について、既存のグループホームに働きかけていきます。
- 施設入所支援については、施設入所から地域生活への移行を進めながら、障害のある人本人の意思を確認し、真に施設入所支援が必要な人への支援を継続します。

(4) 相談支援

事業項目	概要
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、福祉・医療等の専門家や機関が相互に協力し合い、よりきめ細かい支援を行います。

事業項目	概要
地域移行支援	精神科病院に入院している精神障がい者又は障がい者施設等に入所している障がい者に対し、住居の確保や地域での生活移行するための支援をします。
地域定着支援	地域移行した居宅にて単身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急等に相談等必要な支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	28	33	40	39	42	45
地域移行支援	人/月	0	0	2	2	2	2
うち精神障害者	人/月	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1
うち精神障害者	人/月	0	0	0	0	1	1

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 計画相談については、障害福祉サービス全体のニーズの高まりとともに、計画相談支援の利用者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。
- 計画相談支援の利用者数の増加により、相談支援事業所が不足しています。今後も、サービスの受入れ体制の充実を促進するため、既存の相談支援事業所に対して事業の拡充や、新規事業所の参入について働きかけを行っていきます。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、指定特定相談支援事業所等に対し、地域移行支援や地域定着支援事業所の参入について、働きかけていきます。
- 指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図ることで、より質の高い相談支援体制の確立と、障害のある人が早い段階から気軽に相談できるような支援体制を目指します。
- 障害福祉サービス利用者やその家族、介護者等からの相談内容を正確に把握したサービス等利用計画を作成するため、既存の相談支援専門員の育成と新規相談支援専門員の確保に努めます。また、地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員の確保に努めます。

Ⅱ 2 障がい児福祉サービスの見込みと確保のための方策

(1) 障がい児支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。(令和6年4月1日より児童発達支援に一元化)
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が適切かどうかモニタリング等の支援を行います。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業です。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	39	47	48	44	48	52
	人日/月	240	271	339	361	397	436
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0			
	人日/月	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	62	71	85	66	69	73
	人日/月	646	763	888	772	802	834
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	人日/月	0	0	0	0	2	2
障害児相談支援	人/月	5	7	10	10	13	16

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/年	2	2	2	2	2	2

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 障害児支援については、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの新規事業所の参入により利用時の選択肢が増え、また、利用しやすくなったことにより利用者数、利用日数がともに増加しています。一方で、障害児相談支援事業については新規の参入がなく、事業所が不足しています。今後も、サービスの受入れ体制の充実を促進するため、既存の相談支援事業所に対して事業の拡充や、新規事業所の参入について働きかけを行っていきます。
- 障害のある子どもの支援については、町の関係各課及び関係機関との連携を密にし、療育支援コーディネーター等による関係機関との連絡・調整を図ることで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。引き続き、栄町障害者自立支援協議会において検討していきます。また、栄町子ども・子育て支援事業計画との連携を図っていきます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、過去に利用実績がなく、また、今後のサービス提供も見込んでいませんが、引き続き子育て包括支援センターと連携して対応することで支援体制を整備していきます。
- 医療的ケアが必要な子どもの支援については、支援の総合的な調整を行う「医療的ケア児等に関するコーディネーター」と連携して体制整備に向けた検討を進めます。

3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」とされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等に合わせ、任意に行うことの出来る「任意事業」を実施することにより、より効果的なサービスを提供するものです。

本町においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、引き続き障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓蒙事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施状況	—	—	—	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

自立した日常生活や社会生活を営むための、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組の支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施状況	—	—	—	—	実施	実施

(3) 相談支援事業（必須事業）

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行うとともに、一般住宅への入居を希望する人に対し必要な調整を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	実施 か所	1	2	2	2	2	2
基幹相談支援センタ ー等強化事業	実施 か所	1	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	実施 か所	0	0	0	0	0	0

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、申し立てに要する経費や後見人等の報酬等にかかる経費の一部または全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支 援事業	実施 回数	0	0	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見人の申し立てが増加する一方、後見人等の担い手不足が懸念されるため、法人後見の実施に向けた支援を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施 状況	—	—	—	—	—	実施

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	利用件 数/月	5	5	6	6	6	6
要約筆記者派遣事業	利用件 数/月	0	0	0	0	0	0

(7) 日常生活用具給付事業（必須事業）

重度障がい児・者に対し、日常生活用具の給付・貸与することにより、日常生活、社会生活の便宜を図り、また住宅の改修に必要な経費の一部又は全部を助成します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件	1	0	2	0	2	0
自立生活支援用具	件	5	1	1	3	2	2
在宅療養等支援用具	件	3	0	2	2	0	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	0	4	0	2	1
排泄管理支援用具	件	416	449	492	456	480	504
居宅生活活動補助用具（住宅改修）	件	1	3	2	0	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がい者等との交流活動の促進、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	実施回数	27	27	27	27	27	27

(9) 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を支援します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	実施 か所	2	4	2	4	4	4
	実利用者数	12	10	13	13	13	14
	延べ 利用時間/月	65	51	60	65	65	70

(10) 地域活動支援センター事業（必須事業）

障がい者の日中活動の場として、各機能を備えたセンターを通じ、創作的活動又は生活活動などの機会を提供します。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基礎的事業	実施 か所	2	2	2	2	2	2
I 型	実施 か所	1	1	1	1	1	1
II 型	実施 か所	1	1	1	1	1	1
III 型	実施 か所	0	0	0	0	0	0

(11) その他の地域生活支援事業（任意事業）

①訪問入浴事業

寝たきり等の理由で、自宅の浴槽では入浴するのが困難な在宅の障がい者（児）に対して、浴槽を自宅に持ち込み入浴の介護を行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴事業	利用者数 /月	0	0	2	4	4	4
	延べ利用 日数/月	0	0	8	48	48	48

②日中一時支援事業

日中において監護する者がいない障がい者に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための訓練などを行います。

【計画期間の見込量】

事業名	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	利用者数 /月	88	90	90	87	87	87
	延べ利用 日数/月	340	336	312	320	320	320

4 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		設定の考え方
令和8年度末の 施設入所者数	16人	令和4年度末時点(17人)から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの 地域生活移行者数	1人	令和4年度末の施設入所者数(17人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及びその世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービス調整等の施設退所支援及び退所後の生活支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備の充実に取り組みます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	9人	9人	9人
保健	1人	1人	1人
医療（精神科）	1人	1人	1人
医療（精神科以外）	0人	0人	0人
福祉	7人	7人	7人
介護	0人	0人	0人
当事者	0人	0人	0人
家族	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回

○目標達成のための方策

令和5年度より酒々井町と共同で試行的な取組みを開始した精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の本格稼働に向けて必要な調整を行うとともに、精神障害に関する地域の情報交換や情報共有、システム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取組みを推進します。

また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取組みを行うため、参加者の増員など協議の場の充実を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を整備しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	2か所	2か所	2か所
コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回
強度行動障害を有する者への支援体制の充実 (整備の有無)	有	有	有

○目標達成のための方策

広域で整備している地域生活支援拠点等の機能の充実、コーディネーターの配置による効果的な支援体制の構築を進めていきます。また、機能の充実に向けた検証、検討について、引き続き栄町障害者自立支援協議会において行っていきます。

強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数	4人	令和8年度中に、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(1人)の4倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上を基本】
就労移行支援	2人	令和8年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(1人)の2倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上を基本】
就労継続支援A型	1人	令和8年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(0人)から1人でも移行者が現れることを目指す 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す】
就労継続支援B型	1人	令和8年度末時点で、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(0人)から1人でも移行者が現れることを目指す 【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指す】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	町内に事業所がないため設定しない 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
就労定着支援事業の利用者数	10人	令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数。令和3年度実績(7人)の1.43倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上を基本】
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	—	町内に事業所がないため設定しない 【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値		設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	1 か所	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本】
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業及び 放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	【国指針：令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等支援のための 協議の場の設置	設置	【国指針：医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	

○目標達成のための方策

障害児支援の中核となる児童発達支援センターの利用を引き続き促進していきます。

また、町内の事業所、保育所等との連携などにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討します。

さらに、医療的ケア児等の支援については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置を、医療的ケア児等に関するコーディネーターと共に進めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	【国指針：令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保。基幹相談支援センターを設置するまでの間も各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	2回	2回	2回
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	13団体	13団体	13団体
協議会の専門部会の設置数	0部会	0部会	0部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	0回	0回	0回

○目標達成のための方策

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターと連携して、相談支援体制を充実・強化に努めます。

また、関係者が集まって地域のサービス基盤の整備を進めるための検討を行う栄町障害者自立支援協議会について、当町の規模を勘案して、現時点では専門部会を設けることは想定していませんが、課題等の検討状況に応じて必要となった場合には、専門部会の設置についても検討していきます。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害福祉サービス等の研修への町職員参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析、その結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有	有	有
	1回	1回	1回

○目標達成のための方策

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ町職員が積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障害福祉サービスの利用状況を的確に把握し、障害のある人が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供に努めます。

(8) 発達障がい者等に対する支援

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0人	1人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人

○目標達成のための方策

発達障害者及び発達障害児の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人やその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

ペアレントトレーニングとは・・・

子どもの行動変容を目的として、環境調整や子どもへの声のかけ方など、肯定的な働きかけを習得するプログラムです。

ペアレントプログラムとは・・・

保護者の行動変容を目的として、行動からの子どもの理解や褒めることでできることを増やすという関わり方の工夫を学ぶプログラムです。

ペアレントメンターとは・・・

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者をいいます。

ペアレントプログラムとは・・・

障がいのある人が、自分の体験を活かして他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として地域で交流することです。



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等の連携

本計画は、保健・医療・福祉・教育・人権・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉・子ども課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

また、推進にあたっては、制度改正等に的確に対応していくことが重要なことから、国や千葉県の動向を踏まえて施策を展開します。さらに、障害福祉サービスの提供や就労支援など、本町だけでなく近隣市を含めた広域的な調整とネットワークを強化し、計画を推進します。

(2) 障害のある人等の参画

障害のある人の地域生活を支えるためには、行政だけでなく、障害のある当事者や家族の参画をはじめ、障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等による支援や協力が重要となります。そのため、これら団体による地域福祉活動の促進・支援に努めるとともに、障害者団体と行政との連携を強化し、住民と行政の協力体制を築きます。

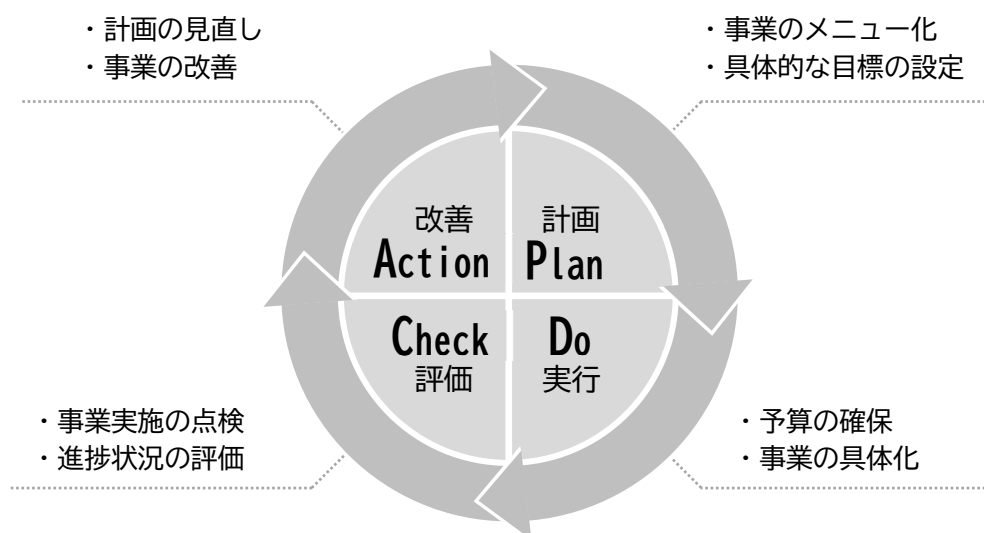
(3) 栄町障害者施策推進審議会による推進

「栄町障害者施策推進審議会」において計画の効果的な推進を図るためには、福祉施策だけでなく、障害のある人に係る町の施策全般で関わることを求められています。本計画の遂行にあたっては、「栄町障害者施策推進審議会」や「栄町障害者自立支援協議会」を通じて、当事者や支援関係者の声を聞きながら、より円滑な施策の推進を図ります。

2 計画の進捗状況の点検・評価

本計画の実施状況は、定期的に「栄町障害者施策推進審議会」及び「栄町障害者自立支援協議会」に報告し、成果目標や施策の実施状況について確認・検証を行うとともに、その結果を公表します。また、必要に応じて課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCA サイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

Ⅱ 1 栄町障害者施策推進審議会設置条例

平成 26 年 6 月 17 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第 4 項の規定に基づき栄町障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 栄町における障害者（障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下この条及び第 4 条第 1 項第 2 号において同じ。）のための施策に関する基本的な計画に関し、同法第 11 条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、町長に意見を述べること。
- (2) 栄町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況に関し町長に意見を述べること。
- (3) 栄町における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を協議すること。
- (4) 栄町における障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく業務の円滑な実施に関する計画に関し、同法第 88 条第 9 項の規定に基づき、町長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 医師その他の医療関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成26年度において町長が委嘱した委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

|| 2 栄町障害者施策推進審議会委員名簿

任期：R 5.11.1～R 8.10.31

氏 名	所属等	役職	区 分
高橋 淳子	元新潟青陵短期大学部幼児教育学科教授	会長	学識経験者
中澤 一夫	栄町社会福祉協議会長		障害者の自立及び社会参加に関する事業従事者
蓮見 由美子	NPO法人ねむの里職員		
塚田 昌幸	社会福祉法人印旛福祉会いんば学舎・岩戸施設長		
岡庭 圭子	成田赤十字病院		医師その他の医療関係者
山口 裕司	成田公共職業安定所		行政機関の職員
細川 雅彦	栄特別支援学校長		
秋山 恵子	印旛健康福祉センター副センター長		
大村 和子	栄町民生委員・児童委員協議会		その他町長が必要と認めるもの
石澤 國治	栄町障害者相談員（知的）		
近藤 松弘	栄町障害者自立支援協議会副会長		

3 計画の策定経過

時 期	内 容
令和4年12月27日～ 令和5年 1月20日	アンケート調査の実施
令和5年8月3日	栄町障害者施策推進審議会 ・ 障がい者計画等の進捗状況について ・ 障がい者計画等策定に係るアンケート結果について ・ 障害者計画等の策定について
11月30日	栄町障害者施策推進審議会 ・ 障がい者計画等の骨子案等について
令和6年1月30日	栄町障害者施策推進審議会 ・ 障がい者計画等の素案について（諮問）
2月2日～ 2月16日	パブリックコメントを実施
3月18日	栄町障害者施策推進審議会 ・ 障がい者計画等の素案について（答申）

栄町
第5次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和6年3月発行

発行者 千葉県栄町

編集 栄町福祉・子ども課

〒270-1592

千葉県印旛郡栄町安食台一丁目2番

電話：0476-33-7707（福祉・子ども課直通）

